

北海道議會時報

第 5 卷 第 5 號
昭 和 28 年 5 月



北海道議會事務局

— 第 5 號 目 次 —

議 會 の 動 き

第一回定例道議會……………

本會議……………

常任委員會……………

特別委員會……………

豫算特別委員會……………

合 合

全國都道府縣議會議長會參與會……………

全國都道府縣議會事務局局長會……………

一道北部七縣議會事務局局長連絡協議會臨時會……………

八大都道府縣議會事務局協議會……………

資 料

昭和二十七年地方財政平衡交付金の交付についての比較考量……………

昭和二十七年地方財政平衡交付金の交付基準額並びに交付額調……………

國會各派新分野……………

電源開發にともなう水没その他の損失補償要綱……………

地方公共團體手数料令及び同手数料規則の一部改正……………

道稅收入狀況調……………

二級國道の道路審議會答申案……………

衆議院議員選舉、參議院議員選舉候補者別得票數調……………

衆議院議員選舉における有權者數、投票者數及び投票率等に関する調……………

參議院議員選舉における有權者數、投票者數及び投票率等に関する調……………

第一回定例道議會の議決を経た條例の公布調……………

雜 錄

行政疑義問答集……………

報道から拾う……………

圖書室だより

四月のメモ

表紙カツト

山 村 の 春

渡 邊 正 朗



第一回定例道議會

第一回定例道議會は、二月二十五日開會、昭和二十八年年度北海道費歳入歳出豫算百外六十七件を上提し、百六十一件を原案可決、二件を同意可決、四件を修正可決、一件を認定可決し、三十八日間におたる審議を終えて四月三日閉會した。

本會議

○四月二日 午後二時五十七分開議、豫め時間の延長をなし、諸般の報告があつて午後二時五十九分、一旦休憩、午後十一時五十分再開、諸般の報告の後、會期を四月三日まで延長することに決定、議事の都合により明三日午前零時開議する旨を述べて午後十一時五十四分散會。

○四月三日 午前零時十二分開議、諸般の報告の後、日程第一、議案第一號乃至第八十九號、第九十號、第九十一號乃至第九十六號、第九十五號、第九十八號及び第九十九號の豫算特別委員會付託議案を議題とし、宮津豫算特別委員長（自）より審査の経過及び結果について報告があり、ついで太田議員（社左）外八名、新川議員（勞）外二名、若林議員（社右）外五名よりそれぞれ修正並びに否決の動議が提出され、これに對する趣旨辯明が行われた。また池戸議員（勞）より豫算特別委員長長の報告に對して質疑を行い、宮津豫算特別委員長（自）より答辯があつて採決に入り、議案第一號昭和二十八年年度北海道費歳入歳出豫算を

議題に供し、太田議員（社左）外八名、新川議員（勞）外二名及び若林議員（社右）外五名提出の修正動議を起立少數で共に否決、委員長報告の附帶決議及び希望條件を附する修正案を起立多數で可決、次に議案第七十二號北海道職員定數條例の一部を改正する條例制定の件を議題に供し、太田議員（社左）外八名及び新川議員（勞）外二名提出の修正動議を共に起立少數で否決、委員長報告の原案説を起立多數で可決、次に議案第七十九號農産物價格安定資金貸付の件を議題に供し、新川議員（勞）提出の修正動議を起立少數で否決、委員長報告の附帶決議を付する原案説を起立多數で可決、次に議案第八十五號、北日本航空株式會社（假稱）に對する出資の件を議題に供し、太田議員（社左）外八名及び新川議員（勞）外二名提出の否決動議を起立少數で共に否決、委員長報告の附帶決議を附する原案説を起立多數で可決、次に議案第九十二號昭和二十八年年度北海道地方競馬費歳入歳出豫算を議題に供し、委員長報告のとおり修正可決、次に議案第八十七號北海道漁業公社に對する出資の件を議題に供し、附帶決議を附して委員長報告の通り原案可決、次に以上の六議案を除く他の議案全部を一括議題とし、委員長報告のとおり原案可決することを諮り異議なくこれに決し、次いで日程第二議案第九十號及び第九十一號を議題とし、西田總務委員長（自）より委員會における審査の経過及び結果についての報告があり、委員長報告のとおり議案第九十號は原案可決、議案第九十一號は修正可決した。次に日程第三、請願、陳情の審査を議題に供し、委員會審査のとおり異議なくこれを決定して午前一時四十八分一旦休憩、午前四時再開、日程第四、常任委員選任の件を議題とし、各常任委員會の委員を議長より選任案を諮つてそのとおり選任、次に日程第五、総合開發調査特別委員選任の件を議題とし議長より選任案を諮つてそのとおり選任して午前四時三十分一旦休憩、午前六時五十四分再開、議長より各常任委員長及び副委員長の互選の結果を報告、総合開發調査特別委員會の委員長、副委員長は互選に至らない旨を報告、次に日程第六、請願、陳情繼續審査の件を議題とし、本件を

委員會報告のとおり繼續審査とすることに異議なきやを諮り異議なくそのことに決定、以上を以つて案件の全部を議了して午前六時五十九分閉會。

常任委員會

議會運營委員會

○四月二日 午後三時二十三分、議長室において開議

一、議事日程を決定

一、常任委員及び總合開發調査特別委員の選任の件について、各黨派より名簿を提出すること。

一、定例會期月について、各黨派で検討することとして、午後三時五十五分、一旦休憩、午後十時五十分、再開。

一、明三日まで一日間會期を延長することを決定。

一、常任及び特別委員名簿の提出について、纏らず、議會の円滑な運営上適法處置をとられることの動議を提出、採決の結果起立多數でこれを決定。

一、議案に對する修正動議の趣旨辯明に勞農黨、新川議員、社會黨(左)に太田議員、社會黨(右)に若林議員が行う。

一、豫算委員長報告に對する質疑に池戸議員(勞)が行うことを確認して、午後十一時三十分、散會。

○四月三日 午前六時一分、議長室において開議、臨時委員長、清水委員

(自)、委員長の互選を行う旨を述べ、その方法を諮り、田中委員(自)より互選については指名推選の方法とすることについての動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つたところ、そのことに決し、委員長に清水委員(自)を選任、清水委員長、副委員長の互選を行う旨を述べ、同じく指名推選の方法により堀田委員(自)を選任して、午前六時六分散會。

會。

總務委員會

○四月二日 午後三時十分、第一委員室において開議、付託議案の審査に

入り、議案第百六十號及び第百六十一號について、理事者より説明を聴取、質疑應答の後、議案第百六十號は原案のとおり可決、同第百六十一號は修正可決することに決定、ついで先に保留になつた請願第九十四號の審査に入り、採擇に決した後、財政課長より道廳周邊の官公舎の移轉についての報告を聴取して、午後三時五十分散會。

○四月三日 午前五時三十分、議場において開議、臨時委員長、井川委員

(改)、委員長の互選を行う旨を述べ、その互選方法について諮り、田中委員(自)より指名推選の方法により互選されたい旨の動議を提出、賛成があつて動議成立、これを諮つたところ異議なくそのことに決定、委員長に立原委員(自)を選任、次に立原委員長、副委員長の互選方法について諮り、同じく指名推選の方法により、桑野委員(自)を選任して午前五時四十三分散會。

文教委員會

○四月二日 午後四時、第一委員室において開議、前回未審査の付託請願

及び陳情の審査に入り、請願第二十七號外四件は採擇、同第百七十一號外三件は會議に付するを要しないものとして處理、陳情第二百十三號外一件は採擇、同第二百五十號外一件は保留、同第百五十五號外一件は會議に付するを要しないものとして處理することにそれぞれ決定、ついで第九回國體誘致の問題について理事者の考え方を聴取、質疑、應答があつて、午後四時三十分散會。

○四月三日 午前五時三十八分、第三委員室において開議、臨時委員長坂東(浩)委員(公)委員長の互選を行う旨を述べその互選の方法について諮り、西田(信)委員(自)より指名推選の方法により選任されたい

旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決定、委員長に林委員(改)を選任、委員長欠席のため臨時委員長が引續き副委員長の互選を行う旨を述べ、その方法を諮りたるに同じく指名推選の方法により勢田委員(自)を選任、午前五時四十九分散會。

民生委員會

○四月三日 午前五時五十分、第三委員室において開議、臨時委員長坂東(浩)委員(公)、委員長の互選を行う旨を述べ、その互選の方法について諮り、兒玉委員(自)より指名推選の方法により選任されたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決定、委員長に本多委員(改)を選任、次に本多委員長、副委員長の互選を議題に供し、同じく指名推選の方法により秋山委員(協)を選任して午前六時七分散會。

農務委員會

○四月三日 午前五時三十七分、議場において開議、臨時委員長村上委員(自)委員長の互選を行う旨を述べ、その方法について諮り、朝倉委員(自)より委員長の互選は臨時委員長の指名推選の動議を提出、賛成者があつて動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決定、委員長に宮本委員(協)を選任、次に宮本委員長、副委員長の互選方法について諮り、同じく指名推選の方法により平野委員(自)を選任して午前五時十五分散會。

衛生委員會

○四月三日 午前五時四十五分、議場において開議、臨時委員長井川委員(改)、委員長の互選を行う旨を述べ、その互選方法について諮り、田中委員(自)より指名推選の方法により互選をせられたい旨の動議を提出、これに賛成あつて動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決定、委

員長に金澤委員(自)を選任、次に金澤委員長、副委員長の互選方法を諮り同じく指名推選の方法により大久保委員(改)を選任して、午前六時散會。

商工委員會

○四月三日 午前四時五十分、議長室において開議、臨時委員長菊地委員(改)委員長の互選を行う旨を述べ、その互選方法について諮り、武田委員(改)より委員長、副委員長互選については投票の方法によりこれを行われたい旨の動議を提出、賛成があつて動議成立、本動議を諮りたるに異議なく、そのことに決定、投票の結果、委員長に宮坂委員(改)、副委員長に福島委員(自)を選任して午前五時散會。

勞働委員會

○四月三日 午前五時五十七分、第一委員室において開議、臨時委員長吉田(豊)委員(自)、委員長の互選を行う旨を述べ、その互選方法について諮り、四十榮委員(改)より、指名推選の方法により選任されたい旨の動議を提出、賛成があつて、動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決定、委員長に三室委員(自)を選任、三室委員長、副委員長の互選を行う旨を述べ、同じく指名推選の方法により、西田委員(改)を選任、午前六時十三分散會。

林務委員會

○四月三日 午前五時二十分、議場において開議、臨時委員長村上委員(自)委員長の互選を行う旨を述べ、その互選方法について諮り、朝倉委員より臨時委員長の指名推選の動議を提出、賛成があつて動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決定、委員長に西川委員(改)を選任、次に西川委員長、副委員長互選の方法について諮り、同じく指名推選の方法により、朝日委員(改)を選任して午前五時三十五分散會。

土木委員會

○四月一日 午前十一時十五分、第一委員室において開議、付託請願、陳情の審査に入り、請願第百四號外三件は採擇、同第百六號は不採擇、同第百八號外四件は保留、陳情第百八號外二件は採擇、同第百十一號は保留にそれぞれ決定して、午前十一時三十五分散會。

○四月三日 午前五時四十二分、第一委員室において開議、吉田(豊)委員(自)臨時委員長となり、直ちに委員長の互選に入り、その互選の方法について諮つたところ、四十榮委員(改)より指名推選の方法により選任せられたい旨の動議が提出され、賛成あつて動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決定、委員長に徳中委員(自)を選任、次に徳中委員長、副委員長の互選を行う旨を述べその互選方法について諮つたところ、同じく指名推選の方法により、中牧委員(自)を選任して午前五時五十四分散會。

○四月二十八日 午後一時二十分、第一委員室において開議、徳中委員長(自)、一、二級國道の指定に對する折衝經過と、付託請願及び陳情の審査を議題に供し、先ず土木部長より一、二級國道の指定に對する中央折衝の經過についての説明を聴取、質疑應答があつて後、一、二級國道の維持管理費及び開發道路の管理主體の問題について中央折衝することを諮り、異議なくそのことに決定、なお、折衝委員に正、副委員長及び道下委員(改)を五月二日より十日間派遣することに決定、次いで繼續審査になつてゐる付託請願及び陳情は次の委員會において審査することに決して午後二時十五分散會。

建築委員會

○四月一日 午前十一時三十八分、第一委員室において開議、付託陳情の審査に入り、陳情第九十四號外一件は保留に決定して、午前十一時四十五分散會。

○四月三日 午前五時五分、議長室において開議、臨時委員長、菊地委員(改)、委員長の互選を行う旨を述べ、その互選方法について諮り、武田委員(改)より、委員長、副委員長の互選は投票により選任されたい旨の動議を提出、賛成があつて動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決定、投票の結果、委員長に坂東委員(公)、副委員長に伊藤委員(自)を選任して、午前五時二十分散會。

特別委員會

豫算特別委員會小委員會

○四月一日 數次に亘り各黨代表の協議會を開いた。

○四月二日 午前二時四十五分、議長室において開議、西田主査(改)より各黨の修正動議提出方を要請、動議提出するまで暫時休憩する旨を述べて午前二時五十分一旦休憩、午前六時三分再開、西田主査、議案第一號昭和二十八年度北海道費歳入歳出豫算を議題に供し、順次各黨の修正動議を提出、その理由説明を求めた、先ず本多委員(改)より自由、改進、協同クラブの三派共同修正及び付帯決議、希望條件を提出、説明を行つて賛成を求め、賛成あつて動議成立、次に太田委員(社左)より社會黨(左)の修正動議を提出、賛成あつて動議成立、次に新川委員(勞)より勞農黨の修正動議を提出、賛成がなく動議不成立、新川委員(勞)より小數意見として本委員會において發言を保留、次に若林委員(社右)より社會黨(右)の修正動議を提出、賛成があつて動議成立、次に西田主査より成立した各委員の修正動議を採決する旨並びにその順序を述べ先ず太田委員(社左)の修正動議を問題とし、採擇の結果起立少數否で

決、太田委員より少數意見保留の旨發言、ついで本多委員(改)の動議を問題とし、起立多數で議案第一號付帶決議及び希望條件を付し修正可決することに決定、依つて若林委員(社右)の動議は審議を要せざる旨を宣言、若林委員(社右)より少數意見として保留する旨を述べた、次に議案第十二號昭和二十八年度北海道地方競馬費歳入歳出豫算を議題に供し、天谷委員(協)より自由、改進、協同クラブ三派共同減額修正動議を提出、賛成あつて動議成立、直ちに採決を行い、起立多數にて修正可決することに決定、次に議案第七十二號北海道職員定數條例の一部を改正する條例制定の件を議題に供し、太田委員(社左)より社會黨(左)の修正動議を提出、賛成あつて動議成立、採決の結果起立少數で否決、太田委員(社左)より少數意見として保留する旨を述べた、ついで新川委員(勞)より勞農黨の修正動議を提出、賛成がなく動議不成立、少數意見として保留した、ついで原案について採決を行い、起立多數で原案可決に決定、次に議案第七十九號農産物價格安定資金貸付の件を議題に供し、本多委員(改)より自由、改進、協同クラブ三派共同による付帶決議を付し原案可決とする動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮り起立多數で議案第七十九號は付帶決議を付し原案可決することに決定、次に議案第八十五號北日本航空株式會社(假稱)に對する出資の件を議題に供し、本多委員(改)より自由、改進、協同クラブ三派共同による付帶決議を付し原案可決とする動議を提出、賛成あつて動議成立、次に新川委員(勞)より原案否決の動議を提出、賛成あつて動議成立、次いで採決に入り新川委員(勞)提出の動議は起立少數で否決、本多委員(改)提出の動議は起立多數で可決、新川委員(勞)は少數意見を保留、次に議案第八十七號株式會社北海道漁業公社(假稱)に對する出資の件を議題に供し、本多委員(改)より自由、進改、協同クラブ三派共同による付帶決議を付し原案可決とする動議を提出、賛成あつて動議成立、採決に入り、起立多數で動議可決、次に以上の審査を了した六議案の外九十三議案を一括議題に供し、いずれも原案通り可決するに異議なきやを諮

り、異議なく原案可決に決定、なお、主査報告文は主査一任に決して午前六時四十二分閉會。

豫算特別委員會

○四月二日 午後八時四十三分、議場において開議、先ず宮津委員長(自)より議長から通知のあつた委員の異動について次のとおり報告。

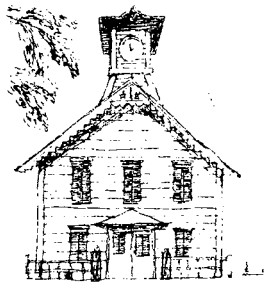
一、三月三十日、多田委員(社右)の辭任を許可、若林委員(社右)を補充選任。

一、四月一日、池田委員(協)の辭任を許可、大竹委員(協)を補充選任。

一、四月二日、三室委員(自)、桑野委員(自)、大竹委員(協)、池戸委員(勞)、高田委員(社左)、土橋委員(改)の辭任を許可、堀田委員(自)勢田委員(自)、池田委員(協)、山内委員(勞)、榊原委員(社左)、三浦委員(改)を補充選任。

次に知事、農務部長より沖野委員(公)、朝倉委員(自)に對する答辯書の提出があつた旨報告の後、本委員會に付託せられた全議案を一括議題に供し、西田主査(改)より小委員會付託議案の審査の経過並びに結果について報告があり、宮津委員長(自)より主査報告以外に修正及び否決の動議の提出があるので順次趣旨辯明を求め、先ず太田委員(社左)より議案第一號及び第七十二號の修正並びに第八十五號に對する否決動議提出の趣旨を辯明、次に新川委員(勞)より議案第一號、第七十二號及び第七十九號の修正並びに第八十五號の否決の動議を提出した趣旨を辯明、次に若林委員(社右)より議案第一號の修正動議を提出した趣旨を辯明、次に宮津委員長(自)より以上の修正並びに否決の動議に對し討論を省略し、直ちに採決を行うに異議なきやを諮り、そのことに決して順次採決に入り、議案第一號につき太田委員(社左)外二名提出の修正動議は起立少數で否決、太田委員(社左)より本會議に少數意見を保留する旨を述べ、次に新川委員(勞)外一名提出の修正動議は起立少數

で否決、なお少数意見を保留し、次に若林委員（社右）外二名提出の修正動議は起立少数で否決、少数意見を保留し、次に小委員会主査報告については起立多数で可決、次に議案第七十二號を議題に供し、太田委員（社左）外二名提出の修正動議は起立少数で否決、少数意見を保留、次に新川委員（勞）外一名提出の修正動議は起立少数で否決、少数意見を保留、次に小委員会主査報告については起立多数で可決、次に議案第七十九號を議題に供し、新川委員（勞）外一名提出の修正動議は起立少数で否決、少数意見を保留、次に小委員会主査報告については起立多数で可決、次に議案第八十五號を議題に供し、太田委員（社左）外二名及び新川委員（勞）外一名提出の否決動議は起立少数で否決、少数意見を保留、小委員会主査報告の原案は起立多数で可決、次に議案第十二號を議題に供し、小委員会主査報告の通り決するに異議なきやを諮り、異議なく主査報告通り修正可決することに決定、次に議案第八十七號を議題に供し、小委員会主査報告のとおり決するに異議なきやを諮り、異議なく主査報告通り付帯決議を付して原案通り可決することに決定、次に以上審査を了した六議案以外の九十三議案を一括議題に供し、小委員会主査報告通りいすれも原案可決とするに異議なきやを諮り、異議なく原案の通り可決することに決定、なお、委員長報告文について諮りたるに、委員長一任に決し、付託議案の全部を議了して午後九時五十七分閉會。





全國都道府縣議會議長會

○四月十三日 東京都において參與會を開催。

一、全國議會事務局局長會開催について

二、「地方自治法中の改正又は解釋に關する調査事項」の取扱方について

三、全國都道府縣の物産紹介あつ、旋について

四、全議事務局職員退職、死亡給與金支給制度について

五、全議事務局職員福祉厚生施設について

六、その他

1 議會職員の待遇等について

2 婦人議員協議會について

3 都道府縣議員の保険組織について

4 全議への事務報告について

5 自治大學の通信講座開設要望について

6 議會の自律權確保について

それぞれ協議を行い四、五については更に研究を行うこととした。

全國都道府縣議會議事務局局長會

○四月二十一、二十二の兩日東京都において開催。

一、「地方自治法中の改正又は解釋に關する調査事項」の取扱方について

二、全國都道府縣議會議員の團體生命保險の加人について

三、自治大學のテキストによる通信講座開設方について
四、全國議會長會「資料事務取扱要領」中一部改訂について
五、議會の懲罰權確立について
六、議會運営事務の諸問題について
七、九州ブロック提出地方自治法中改正事項について
それぞれ協議を行い、ついで
全國婦人議員協議會、全國範輪主催地議會長會及び全國醫師議員の會議等について懇談を行い、地方制度調査會の現況についての報告がなされた。

一道北部七縣議會議事務局局長連絡協議會

○四月七日 岩手縣において臨時連絡協議會を開催、今秋岩手縣において開催豫定の第三十二回全國都道府縣議會議長會定例會（東北ブロック共催）の準備事務について協議を行つた。

○四月二十日 東京都において臨時連絡協議會を開催、前回同様全國議會長會定例會開催に關する準備事務、就中關係道縣の視察コース等について協議を行い、開催豫定日を十月十四日より同十六日までと豫定した。

○四月二十三日 東京都において臨時連絡協議會を開催、四月二十日全國都道府縣議會議事務局局長會議に際し配付された各縣提出第一次分地方自治法中改正並びに行政實例改訂に關する調査事項に對し、五月八日までに提出する意見について検討を行つた。

八都道府縣議會議事務局協議會

○四月十日 北海道主催のもとに栃木縣において開催、衆議院より西澤法制局長、鈴木事務次長並びに内藤議事課長を迎え、

一、議會の自律權確保について
二、甲議案が否決されたとき、これに關連する乙議案（一括議題とできない場合）の處理について

三、知事がさきに提案した議案の變更手續について
四、教育委員會において、それぞれ豫算の修正案がある場合の處理方法について

五、議長の出席要求（法第二百一十一條）の手續等について

六、正、副常任委員長ともに欠席の場合の委員會の開催について

七、國會に對し議會として意見書を提出することについて

八、建議の取扱について

九、委員會の招集手續について

一〇、休會の議決と休會中の本會議開會について

一一、全議「資料事務取扱要領」の一部改正について

一二、決議案と意見案の取扱區分について

一三、自治大學の通信講座開設要望について

一四、團體事務に對する議會的説明要求權限について

の議案を審議し、ついで

一、八都道府縣議長會則制定について

二、議員の福利施設について

三、調査資料の蒐集整理とその活用について

四、本會議開會中における守衛、小使の臨時囑託について

五、全國都道府縣婦人協議會の運営について

六、議會の広報活動について

七、議會圖書室の活動について

八、各常任委員會の運営（特に總務委員會との關連性）について

九、範輪廢止とこれが財源措置について

一〇、議會費經理の實情について

一一、公衆浴場入浴料金統制事務の地方委讓について

一二、資料内容索引の分擔作成について

の諸事項を協議し、次回開催地を神奈川縣と決した。





昭和二十七年地方財政平衡交付金の交付についての比較考量

一、都道府県交付額は九八、〇〇五、一六一千圓、市町村交付額は四六、九九四、八

昭和27年度地方財政平衡交付金交付基準額並びに交付額調(都道府県分)

(単位千圓)

都道府県	基準額A	錯誤	交付金	基準額B	錯誤	交付金	普通交付金	特別交付金	交付金	
北海道	10,951,851	—	40,340	10,992,191	—	3,986,541	7,005,650	6,795,686	495,440	7,211,126
青森	2,980,003△	102	—	2,979,901	49	555,250	2,424,602	2,367,682	71,104	2,438,786
岩手	3,310,709	12,666	649	3,324,024	250	568,500△	2,755,774	2,692,281	74,817	2,767,096
宮城	3,513,286	28,528	20,563	3,562,377	6,355	830,407	2,715,615	2,657,569	10,771	2,748,340
秋田	3,070,740	3,309	13,512	3,087,561	796	523,995	2,562,770	2,503,794	79,374	2,583,166
山形	3,062,962△	1,789	—	3,061,173	3,372	518,851△	2,545,644	2,487,222	104,257	2,591,479
福島	4,514,723	—	32,549	4,547,272	—	889,739	3,657,533	3,570,675	83,783	3,654,458
茨城	3,982,437	—	30,877	4,013,314	—	944,226	3,069,088	2,992,429	114,676	3,107,105
栃木	3,227,810	985	—	3,228,795	234	993,568△	2,235,461	2,173,787	74,997	2,248,784
群馬	3,336,336△	17,071	—	3,319,265	—	967,851	2,351,414	2,258,012	71,052	2,359,064
埼玉	3,952,876△	1,529	—	3,951,347	2,726	1,347,299△	2,606,774	2,531,299	78,183	2,609,482
千葉	4,093,368	2,332	—	4,095,700	3,379	1,228,284	2,864,037	2,785,804	95,701	2,881,535
東京	12,775,096	—	—	12,795,096	—	18,754,876	7,979,780	—	—	—
神奈川	4,646,308△	7,826	155	4,638,637	2,217	4,230,504△	410,350	321,746	109,958	431,704

三九千圓であつてその比率は六八%對三三%である。
 二、普通交付金と特別交付金の比率は都道府県にあつては九四%對六%、市町村は八八%對一二%、その總額は九二%對八%である。
 三、道府県普通交付金は九二、〇六二、二三三千圓であつて、その交付基準額九五、〇四二、三五〇千圓に比較すると、差引二、九八〇、一一七千圓約三%不足してある、右は政府豫算の都合上とはいへ理論上妥當を欠く感がある。
 四、道府県普通交付金につき三〇億圓以上の高額交付を受けたものは北海道、福島、長野、新潟の諸道府県であり、交付を受けたものは東京、大阪の兩都府であるまた、基準財政需要額に對する交付額の歩合は全國平均五二%であるが、岩手、秋田、山形の諸縣は八〇%以上に當つてゐる。

新潟	5,140,583 △	808	—	5,139,775	1,658,967 △	135	1,658,832	3,480,943	3,382,767	129,751	3,512,518
富山	2,335,309	788	—	2,336,097	974,218	5,616	979,834	1,356,263	1,311,641	148,174	1,459,815
石川	2,128,913 △	2,239	—	2,126,674	748,394	663	749,057	1,377,617	1,336,995	115,474	1,452,469
福井	1,866,174	17,426	—	1,883,600	477,944 △	8,840	469,104	1,414,496	1,378,517	88,994	1,467,511
山梨	2,068,381 △	3,269	—	2,065,112	414,585	8,362	422,947	1,142,165	1,602,719	102,150	1,704,869
長野	4,756,283	392	—	4,736,675	1,264,117 △	24	1,264,093	3,492,582	3,401,724	113,693	1,515,417
岐阜	3,420,199 △	1,667	—	3,418,532	1,252,767	194	1,252,961	2,165,571	2,100,273	153,651	2,253,927
静岡	4,668,526 △	25	—	4,668,501	2,584,602	—	2,584,602	2,083,899	1,994,725	166,638	2,161,363
愛知	6,312,973	24,197	—	6,337,170	5,499,335	3,340	5,502,675	834,495	713,447	254,914	968,361
三重	3,010,409 △	4,514	—	3,005,895	1,175,480	—	1,175,480	1,830,415	1,771,999	16,356	1,889,355
滋賀	1,908,170	432	—	1,908,602	549,160	—	549,160	1,359,442	1,322,985	116,099	1,439,084
京都	3,565,244	—	17,375	3,582,619	2,875,536	—	2,875,536	767,083	638,151	226,667	865,318
大阪	7,528,503	—	38,400	7,566,903	11,294,301	—	11,294,301 △	3,727,348	—	—	—
兵庫	6,445,005 △	7,113	36,165	6,474,057	5,181,686 △	1,798	5,179,888	1,294,169	1,170,507	164,053	1,334,560
奈良	1,736,276 △	39,163	—	1,697,113	473,696	398	474,094	1,223,019	1,190,602	130,968	1,321,570
和歌山	2,362,402 △	1,807	10,311	2,370,906	794,116	157	794,273	1,576,633	1,531,346	191,928	1,723,274
鳥取	1,561,627	1,937	—	1,563,564	306,462 △	39	306,423	1,257,141	1,227,275	262,693	1,489,968
島根	2,257,545	401	—	2,257,946	449,326	37	449,363	1,808,583	1,755,454	107,116	1,872,570
岡山	3,554,213 △	1,447	—	3,552,766	1,183,266	—	1,183,266	2,369,500	2,301,638	150,774	2,452,412
広島	4,393,778 △	144	—	4,393,634	1,809,554	—	1,809,554	2,584,080	2,500,156	158,895	2,659,051
山口	3,449,331 △	30	21,132	3,470,433	1,527,345	—	1,527,345	1,943,088	1,876,799	121,011	1,997,810
徳島	2,110,134	3,344	—	2,113,478	428,458	26,585	401,873	1,711,605	1,671,235	80,819	1,752,054
香川	2,148,929	—	—	2,148,929	680,412	—	680,412	1,468,517	1,427,470	126,944	1,554,414
愛媛	3,275,826 △	1,947	—	3,273,879	975,656	—	975,656	2,298,223	2,235,688	115,295	2,350,983
高松	2,197,653	2,069	—	2,199,722	530,739	1,941	532,680	1,667,042	1,625,025	115,216	1,740,241
福岡	6,788,302 △	6,026	—	6,782,276	4,587,758	713	4,588,471	2,193,805	2,064,255	175,182	2,239,437
佐賀	1,983,140	593	—	1,983,733	507,680	1,135	508,815	1,474,918	1,437,026	83,691	1,520,717
熊本	3,143,771 △	6,484	—	3,137,287	1,282,478	312	1,282,790	1,854,497	1,794,571	187,495	1,982,066
鹿儿岛	3,605,425	—	—	3,605,425	1,042,384	—	1,042,384	2,513,041	2,494,173	133,389	2,627,562
大分	2,819,872 △	390	12,229	2,831,711	771,885 △	48	771,837	2,059,874	2,005,785	95,236	2,101,021

嵯峨島	2,416,613 △ 1,147	2,415,466	688,579 △ 1,530	687,049	1,728,417	1,682,279	118,028	1,800,307
合	3,714,143 ((176,092,157)) (20,303,599) 155,788,558 △ 7,138	3,714,143 — ((176,359,276)) (20,341,999) 156,017,277	707,678 — ((91,038,455)) (30,049,177) 60,989,278 △ 14,351	707,678 — ((91,024,104)) (30,049,177) 60,974,927	3,006,465 — — △(9,707,178) 95,042,350	2,935,520 — — — 92,062,233	197,521 — — — 5,942,928	3,133,041 — — — 98,005,161

昭和27年度地方財政平衡交付金交付額調(市町村分)

(単位千圓)

都道府縣	大 都 市		町		村		合		計
	普通交付金	特別交付金	計	普通交付金	特別交付金	計	普通交付金	特別交付金	
北海道	—	—	—	—	—	—	—	—	—
道 森 手 城 田 形 島 城 木 馬 玉 葉 京 川 瀧 山 川 井 梨	—	—	—	—	—	—	—	—	—
青 山 福 茨 柄 群 埼 千 東 神 新 富 石 福 山	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合	223,455	65,311	288,766	199,996	43,100	243,096	1,166,798	83,518	1,250,316
	86,946	27,460	114,406	1,166,798	83,518	1,250,316	1,253,744	110,978	1,364,722
	68,306	58,130	126,436	274,244	81,344	355,588	342,550	139,474	482,024
	44,384	28,466	72,850	434,400	69,446	503,846	478,784	97,912	576,696
	108,904	28,243	137,147	347,141	65,603	412,744	456,045	93,846	549,891
	108,466	16,004	124,470	512,442	68,802	581,244	620,908	84,836	705,714

長岐	野	—	—	—	106,460	37,427	143,887	1,195,582	64,937	1,260,519	1,302,042	102,364	1,404,406
靜岡	早	—	—	—	213,980	40,734	254,714	648,994	76,759	725,753	862,974	117,493	980,467
愛知	岡	—	—	—	348,635	74,637	423,272	630,264	74,608	764,872	1,038,899	149,245	1,188,144
三重	知	202,099	54,476	256,575	212,065	61,267	273,332	446,484	94,709	541,193	860,648	210,452	1,071,100
滋賀	重	—	—	—	129,034	52,758	181,792	581,981	63,931	645,912	711,015	116,689	827,704
京都	都	—	—	—	34,459	17,720	52,179	283,508	59,812	343,320	317,967	77,532	395,499
大阪	府	735,781	181,543	917,324	154,628	44,017	198,645	327,966	66,213	394,179	1,218,375	291,773	1,510,148
兵庫	阪	—	103,443	103,443	313,694	123,589	437,283	350,846	69,736	420,584	664,542	295,768	961,310
奈良	庫	25,319	51,422	76,741	201,534	64,264	265,798	861,228	102,107	963,335	1,088,081	217,793	1,305,874
和歌山	良	—	—	—	40,795	31,155	71,900	353,656	77,631	431,287	394,451	108,736	503,187
鳥取	山	—	—	—	187,594	41,034	228,628	525,147	111,756	636,903	712,741	152,790	865,531
島根	根	—	—	—	73,628	74,871	148,499	380,026	47,775	427,801	453,654	122,646	576,300
岡山	根	—	—	—	44,018	26,118	70,136	658,385	77,901	736,286	702,403	104,019	806,422
廣島	山	—	—	—	155,876	58,911	214,787	775,244	116,744	891,988	931,120	175,655	1,106,775
山口	島	—	—	—	422,248	59,555	481,803	954,865	106,724	1,061,589	1,377,113	166,279	1,543,392
山形	川	—	—	—	164,310	60,922	225,232	480,772	68,903	549,675	645,082	129,825	774,907
福島	媛	—	—	—	186,933	19,647	206,580	495,370	49,733	545,103	682,303	69,380	751,683
香取	媛	—	—	—	139,429	28,420	167,849	564,416	68,836	633,252	703,845	97,256	801,101
茨城	媛	—	—	—	249,512	27,097	276,609	804,750	62,480	867,230	1,054,262	89,577	1,143,839
栃木	知	—	—	—	122,038	9,583	131,621	623,588	62,870	686,458	745,626	72,453	818,079
群馬	岡	—	—	—	205,124	52,190	257,314	717,949	139,441	857,390	923,073	191,631	1,114,704
佐賀	岡	—	—	—	31,991	12,889	44,880	319,477	49,075	368,552	351,468	61,964	413,432
熊本	崎	—	—	—	311,692	51,886	363,578	686,297	74,756	761,053	997,989	126,642	1,124,631
鹿兒島	本	—	—	—	211,934	20,557	232,491	836,636	85,399	922,035	1,048,570	105,956	1,154,526
大分	崎	—	—	—	189,271	47,873	237,144	605,803	41,450	647,253	795,074	89,323	884,397
宮崎	崎	—	—	—	235,923	20,936	256,859	411,352	43,527	454,879	647,275	64,463	711,738
鹿児島	島	—	—	—	432,675	37,456	470,131	949,614	67,622	1,017,236	1,382,289	105,078	1,487,367
合 計		1,186,654	456,195	1,642,849	8,464,286	1,783,321	10,247,607	31,695,983	3,408,400	35,104,383	41,346,923	5,647,916	46,994,839

國會各派新分野

(昭和二十八年五月十八日現在)

衆議院		参議院	
自由(吉田派)...	二〇二名	自由(吉田派)...	九四名
自由(鳩山派)...	三五名	緑風...	四八名
改進...	七七名	改進...	一六名
左社...	七二名	左社...	四二名
右社...	六六名	右社...	二六名
小會派...	一四名	無所屬クラブ...	一名
計	四六六名	純無所屬...	四名
		計	二五〇名

電源開發にともなう水没その他による 損失補償要綱

「電源開發にともなう水没、その他による損失補償要綱」については、
さる四月七日の電源開發調整審議會で經濟審議廳の提出した「調整案」を
一應内定したがその後各省廳間で意見を調整した結果、九日に至りこれが

一致し十四日の閣議で決定されたものである。

電源開發にともなう水没その他による損失補 償要綱調整案

第一章 通 則

(目 的)

第一條 この要綱は電源開發促進法第七條に規定する公正な補償の實施に資するため
電源開發等にともなう農地、林野、家屋等の所有權、地上權、賃借權等の權利、そ
の他の慣習上認められた利益の滅失、毀損等によつて生ずる損失の補償およびこれ
らの權利の買収ならびに索道、軌道、假設備等の設置にともなう土地、家屋等の賃
借料および損失補償額の基準を定めることを目的とする。

(定 義)

第二條 この要綱において「電源開發等」とは、電源の開發および送電、變電施設の
整備をいう。

2 この要綱において「財産」とは、土地、家屋等の所有權、地上權、永小作權、地
役權、礦業權、租權、採石權、漁業權、入漁權、賃借權等の權利、その他慣習上
認められた利益であつて、電源の開發等にともなつて損失を蒙る財産をいう。

3 この要綱において「買収」とは、財産を電源開發等の用に供するため買収するこ
とをいう。

4 この要綱において「使用」とは、電源開發等の用に供するため賃借することをい
う。

(評價の時期及び價格)

第三條 この要綱による財産の買収價格賃借料または損失補償額は、買収價額にあつ
ては買収の時における價額、賃借料にあつては、使用開始の時における價額、または
契約變更の時における價額、損失補償額にあつてはその損失發生の時における價額
によつて算定する。

2 前項の價格は法令に定めのあるものについてはその法令の定める額の範囲内の價
額による。

3 この要綱によつて算定した財産の買収價額、賃借料または損失補償額は前項に該
當するものを除き、その財産および近傍類似の財産の賃貸價額、賃借料等を考慮し

て適正に補正するものとする。

(支拂の時期及び方法)

第四條 この要綱による買収償額および損失補償額の支拂は、原則として前拂とする。この場合において算定が困難であるときは概算拂によることができる。

(算定方法の定がない場合の算定)

第五條 この要綱において算定方法を定めていない財産については、この要綱による算定方法に準じてその償額を算定するものとする。

(特殊異例の財産に対する損失補償)

第六條 文化財等の特殊異例の財産について、この要綱の規定により難しい場合はその實情に應じ適正に補償するものとする。

(損失補償の方法)

第七條 損失の補償は、補償を受ける者の意志を尊重し、金銭または替地もしくは代替施設の提供その他の方法をもつて行うものとする。

(謝金)

第八條 この要綱により財産に対する損失の補償を行うはか、精神的打撃を緩和する意味において謝金を贈る場合には、家族数、その家庭の居住期間、移轉先その他の事情を考慮してその額を定めるものとする。

(適用範囲)

第九條 この要綱は、土地の形質の變更工作物の新築、改築、増築もしくは大修繕または財産の附加増置がもつばら補償の増大のみを目的とする等権利の設定および移動がその濫用にわたるものと認められる場合に適用されるものと解してはならない。

第二章 替地、代替施設の提供による補償

(耕地、代替施設の提供)

第十條 財産を有する者の要求がある場合において、客觀的にその實現が可能でありかつ、適當であつて、その實現に要する費用またはその實現による便益が左に掲げる基準に照し、相當であるときは、替地または代替施設の提供をもつて損失を補償するものとする。

一、耕地となるべき農地を造成して提供する場合にあつては、國が行う農地の造成に通常要する費用。この場合、農地には農用林その他の附帶地を含めるものとしその取得に要する費用についてはこの要綱により算定した既存の農用林その他の附帶地の償額とする。

二、鐵道、軌道、道路、林道、水路等の付替にあつては、従前の施設がもたらした便益の限度。

三、損失防止施設の設置等にあつては損失を受けるおそれのある權利若しくは利益の價格または類似の施設に要し、もしくは要すべき費用を、物價その他の事情を考慮して適正に補正した額。

2 前項第二號および第三號の場合において、なお、損失が発生するときは、その損失を金銭で補償するものとする。

(改良及び減收の補償)

第十一條 前の規定により替地となるべき農地（農用林その他の付帶地を除く）を提供する場合には、その改良に、通常要する費用に減收補償として第二十八條に規定する雑作料相當額を加算した額を支拂うものとする。

第三章 金銭による補償

第一節 財産の買収による買収償額および損失補償額

第一款 土地

(農地、採草地、放牧地)

第十二條 農地、採草地、放牧地を買収する場合は、次の各號による算定した額を買収償額とする。

一、農地にあつては、富裕税課税の場合の評価方法により、自作地および小作地についてそれぞれ算出した額。

二、小作採草地および小作放牧地にあつては、富裕税課税の場合の評価方法によりそれぞれ算出した額。

三、自作採草地および自作放牧地にあつては、前號と同様の方法によりそれぞれ算出した額に第二十二條第二項により算定した利用權の償額を加算した額。

2 農地法（舊自作農創設特別措置法を含む）により賣渡を受けた開拓地を農地法第六十七條第一項第六號の時期到來後三年を経過するまでの間（舊自作農創設特別措置法により賣渡された開拓地については、賣渡の時期から八年間）に買収する場合は、政府賣渡償額にその土地の開墾、改良に要した費用を加算した額を買収償額とする。

(農地、採草地、放牧地以外の土地)

第十三條 農地、採草地、放牧地以外の土地を買収する場合は、次の各號により算定した額を買収償額とする。

一、富裕税課税の場合の評価方法により算出した額。(以下「富裕税評価額」といふ)

二、買収する者の現に使用中の土地については、使用開始時の現状における近傍類似の土地の買収時の価格に準じて算出した額。

2 開拓地にある宅地を農地法第六十七條第一項第六號の時期到來後三年を経過するまでの間(舊自作農創設特別措置法によつて賣渡された土地については、賣渡の時期から八年間)に買収する場合は、政府賣渡價格に宅地の造成に要した費用を加算した額を買収額とする。

(供地権の目的となつてゐる土地)

第十四條 借地権の目的となつてゐる土地の買収額は、前條の買収額から借地権の價格に相當する金額を差し引いた額とする。

第二款 土地の定着物および動産

(建物)

第十五條 建物を買収する場合は、その建物の推定再建築費を買収時までの経過年数および維持保存の状況に應じて減價した額を買収額とする。

2 借家権の目的となつてゐる家屋の買収額は、前項の買収額から借家権の價額に相當する金額を差し引いた額とする。

(工作物及び設備)

第十六條 工作物および設備を買収する場合は、その工作物および設備の推定再建築費を買収時までの経過年数および維持保存の状況に應じて減價した額を買収額とする。

(立竹木)

第十七條 用材林の立木を買収する場合は、次の各號により算定した額を買収額とする。

一、伐期(地方慣行の最低伐期、以下同じ)以上の森林の立木價額は、樹種別に定める評定單價をその樹種、材積に乘じて得た總額に未木、枝條、樹皮等の副産物の價額を加算した額とする。この場合における評定單價の算定の方法は、次のとおりとする。

$$x = F \left(\frac{A}{1 + mp} - B \right)$$

x……評定單價

A……素材の最寄市場單價

P……伐採事業の總資本月收益率

F……利用率

m……資本回収期間

B……素材の單位材積當りの事業費の合計額

二、伐期未滿の森林の立木價額は、その林令の毎年の造林等の經費のその森林の収益率によるその林令までの元利合計額とする。ただし、用材としての市場價額のある場合は前號による。

2 薪炭林の立木を買収する場合は、幹枝條部及び台木について、それぞれ次の各號により算出した額の合計額とする。

一、伐期以上の森林の幹および枝條部については、前項第一號に準じて算出した額
二、伐期未滿の森林の幹および枝條部については、その立木の伐期における収入見込額に現在林令と伐期林令との比を乘じて算出した額。

三、台木の價額は耐用年數に應じて將來の各伐期における純收益見込額を年利廻によつて評價時に還元した額。

3 對象林における立木が用薪混合して存在するときは、用薪別にそれぞれ前二項の規定を適用して算出した額の合計額とする。

4 竹林を買収する場合は竹材、筍、および根莖について、それぞれ次の各號により算出した額の合計額とする。

一、竹材及び筍については、その採取の時期にあるものにつきその山渡價額。
二、根莖については、その竹林よりあげ得べき一年間の平均純收益を年利廻で除して得た額。

5 前各號以外の立竹木については、それぞれ類似する前各項の規定を準用して算出した額とする。

(果樹等)

第十八條 果樹、桑園若しくは茶園等またはうるし樹、はぜ樹等の特用樹等を買収する場合は、富裕税評價額を買収額とする。

(特産物)

第十九條 移植不能の特産物(松茸等)を買収する場合は、その年間純收益を年利廻で除して得た額を買収額とする。

(動産)

第二十條 動産を買収する場合は、その動産の新品取得価額を買収時までの経過年数

および維持保存の状況に応じて減價した額を買収価額とする。

第三款 地上権等の權利

(地上権及び永小作權)

第二十一條 地上権および永小作權の價額は、それぞれその目的となつてゐる土地にそれらの權利が設定されてゐない場合の價額に富裕税法第十三條に規定する割合を乗じて算出した額とする。

2 農地若しくは採草放牧地の上に設定された地上権若しくは永小作權で昭和二十一年十二月二十八日以前から設定されてゐるものの價額は、農地法施行令第二條第一項の算定方法により算出した額とする。

3 立木一代限りとして設定された地上権等その存続期間の不確定な權利にあつては現況により存続期間を適正に見積り、前項の規定を適用する。

4 存続期間の定めのない永小作權については、別段の慣習がある場合を除き存続期間を三十年とする。

(耕作權及び利用權等)

第二十二條 小作地における耕作權の價額は、富裕税評價額とする。

2 小作採草地および小作放牧地における利用權または入會權にもとづく落葉、小柴、山菜等の採取による利益の價額は、その土地を利用して得られる年收益額(小作採草地および小作放牧地にあつては、その所有者に支拂うべき地代を控除した額)を年利回で除して得た額とする。

(借地權及び借家權)

第二十三條 借地權および借家權の價額は、富裕税評價額とする。

(營業權)

第二十四條 營業權の價額は、その營業の超過收益額を年利回で除して得た額とする

(鑛業權及び租鑛權)

第二十五條 鑛業權及び租鑛權の價額は次の各號により算定した額とする。

一、買収時において擧業してゐる鑛山における鑛業權については、次の算式により算出した額

$$\frac{a \times \frac{1}{r}}{s + \frac{(1+r)^n - 1}{r}}$$

a: 鑛山が毎年實現しうべき純收益(純收益算定の基礎となる原價には、鑛業權および坑道の減價償却費を含まないものとする)

s: 報酬利率(年九分とする)

r: 蓄積利率(年六分とする)

n: 可採年數(可採年數を決定する場合は確定鑛量、推定鑛量および豫想鑛量を含み、鑛量計算についてはJISによる)

二、未着手のまま据置期間のある場合の鑛山における鑛業權については、次の算式により算出した額

$$\frac{(1+r)^m \times a \times \frac{1}{r}}{s + \frac{(1+r)^n - 1}{r}}$$

m: 据置期間

a, s, r および n: 前號に定める通りとする。

三、開坑後豫定收益を生ずるまでに期間のある場合における鑛業權については次の算式により算出した額

$$\frac{a \times \frac{(1+r)^n - 1}{r}}{s + \frac{(1+r)^n - 1}{r}}$$

a, s, r, n および m: 前二號に定めるとおりとする。

四、採鑛中の鑛山または未着手の鑛山であつて、鑛量が不明であり、かつ將來の收益が不確定のものにおける鑛業權については、その鑛區に投下された費用を現價に換算した額

五、租鑛權にあつては、前各號に準じてそれぞれ算出した額

(採石權)

第二十六條 採石權の價額は、鑛業權の評價方法に準じて算出した額とする。

(漁業權及び入漁權)

第二十七條 漁業權、入漁權の價額は次の各號により算定した額とする。

一、漁業權および入漁權にもとづく漁業による平均年間漁業收益額(買収時前五年以上の平均漁獲數量に買収時の漁價を乗じて得た額から、買収時の價格による年間漁業經營費―自家勞働の評価額を除く。以下同じ―を控除した額)を年利回で除して得た額の八〇%の額

二、漁業權および入漁權の一部が制限され、漁獲高の減少がある場合においては、

平均漁業収益額から推定漁業収益額（買収時以後における年間推定漁獲數量に、買収時の漁價を乗じて得た額から買収時以後の年間漁業經營費を差し引いた額）を差し引いた額を年利廻で除して得た額の八〇％の額

三、許可を受けて漁業を営む者および免許または許可を要しない漁業を営んでいる者については、前二號に準じて算出した額。ただし、その漁業が兼業または副業である場合は、第三十二條により算出した額。

第四款 買収にともなう損失補償額

（離作料）

第二十八條 農地を買収する場合は第十二條第一項第一號の自作地および第二項の開拓地の買収額額ならびに第二十二條第一項の小作地における耕作權の價額に離作料を加算するものとする。

二 離作料はその農地を利用して得られる年間農業収益額の四年から六年分とする。

三 前項の年間農業収益額は、農業粗収入から農業經營費を差し引いたものとし所得税の課税標準に用いた農業粗収入および農業經營費によるものとする。ただし、次の場合においては、實際の調査により算出する。

一、開拓農地にて年々収量が遞増の過程にある場合。二、零細農家の場合。三、從來使用中の農地であつて税務署の査定額のないもの。四、兼業および副業を営む場合で農業經營と農業經營以外の經營における經營費の分離が困難な場合。五、その他實地調査が必要と認められるもの。

四 前項の農業粗収入は、農作物の販賣代金、養畜、養蠶およびその他の農業雑収入の合計額とする。（以下同じ）

五 第三項の農業經營費は、農業収入を上げるに要するすべての費用であつて、その主なるものは次のとおりとする。

（以下同じ）

(1) 種苗費、(2) 肥料費、(3) 雇用勞務費、(4) 防除費、(5) 農具の減價償却費等、(6) 水利費、(7) 畜力費、(8) 動力費、(9) 農業用建物および工作物の減價償却費等

（立竹木）

第二十九條 立竹木の伐採除却を必要とする場合であつて、その所有者が伐採除却により發生する材料を取得するときは、その立竹木の價額と、その立竹木の伐採除却に要する費用の合計額から、伐採除却により發生する材料の價額を差し引いた額を損失補償額とする。

（立毛）

第三十條 買収する土地における立毛については、それぞれ次の各號により算出した額を損失補償額とする。

一、農作物については、その農作物の粗収入見込額から買収開始時以後に通常投下さるべきその農業經營費を差し引いた額

二、牧草、落葉、小柴等については、前三年間の平均採取量を基礎とした粗収入見込額から買収開始時以後に通常投下さるべき經營費を差し引いた額

三、移植不能の果樹、桑樹若しくは茶園、うるし園、はぜ樹等の特用樹または松茸等の特産物については、第一號に準じて算出した額

四、筍については、その採取の時期にあるものにつきその山渡價額

（薪炭生産者）

第三十一條 財産が薪炭の生産を営むために利用されている場合において、財産の買収によりその業務が客觀的に不能となるときは推定年間収益の一箇年分を損失補償額とする。ただし、推定年間収益に乘すべき期間は、實情に應じ伸長することができる。

（兼業及び副業）

第三十二條 財産が兼業または副業を営むために利用されている場合において、財産の買収により兼業または副業が客觀的に不能となるときは、推定年間収益の一箇年分を損失補償額とする。この場合、推定年間収益に乘すべき期間については、第三十一條但書の規定を準用するものとする。

（鑛山）

第三十三條 財産の買収により鑛區の特定範圍の鑛物の掘採が不可能となつた場合はその掘採不可能になつた鑛區の範圍に應じて第二十五條第一項各號に準じて算出した額を損失補償額とする。

二 財産の買収により漏水、浸水等により鑛業權者または租鑛權者が損失を蒙つた場合は、その侵害にもとづく減損その他の損失を適正に算出した額と、その侵害を防ぐため客觀的に必要と認められる設備、工事および作業に要する費用とのいずれか少い額を損失補償額とする。

（採石）

第三十四條 採石權の設定されている地域においても前條の規定を準用する。（建物、工作物および設備の移轉または移築）

第三十五條 買収する土地にある建物、工作物および設備を移轉または移築するとき

はその移轉または移築に要する費用とこれにともない通常生ずべき損失との合計額を損失補償額とする。ただし、移轉または移築の費用と、これにともない通常生ずべき損失との合計額は、移轉または移築の費用と、これにともない通常生ずべき損失との合計額は、当該建物、工作物および設備の推定再建築費または再取得価額を買収開始時までの経過年数および維持保存の状況に應じて減價した額を超えないものとする。

(立竹木等の移植)

第三十六條 買収する土地にある立竹木を移植する場合は、移植に要する費用（掘起し、運搬および植付費用）を損失補償額とする。ただし、その立竹木の價額を超えない額とする。

2 買収する土地にある移植可能の果樹、桑樹、茶樹、うるし樹またははぜ樹等の永年生作物については、移植に要する費用（掘起し、運搬および植付費）と、收穫の減損豫想額との合計額を損失補償額とする。ただし、それぞれの樹木の價額を超えない額とする。

3 買収する土地にある椎茸等の移植可能の特産物を移植する場合は、移植に要する荷造り費、運搬費、收穫の減損豫想額およびその他特産物に應じて必要な経費の合計額を損失補償額とする。ただし、その特産物の原木等の價額を超えない額とする

(動産の移轉)

第三十七條 買収する土地にある動産を移轉する場合は、その動産を移轉するに要する荷造費、運搬費、およびその他の必要な経費と、これにともない通常生ずべき損失との合計額を損失補償額とする。ただし、移轉費とこれにともない通常生ずべき損失との合計額は、その動産の新品取得價額を使用開始時までの経過年数および維持保存の状況に應じて減價した額を超えないものとする。

(養殖物)

第三十八條 財産の買収により養殖中のものを收穫することが不可能となる場合は、その養殖中のものの粗収入見込額から買収時以後に通常投下されるべき漁業經營費を差引いた額を損失補償額とする。

2 財産の買収により養殖中のものを他の水域に移植することが適當であると認められる場合は、その移植に用する経費および收穫の減損豫想額の合計額を損失補償額とする。

とする。

(移轉旅費及び雜貨)

第三十九條 買収する土地から人員が移轉する場合は、その移轉に要する旅費および日常の實費ならびに廣告費、交通費等の経費のうち移轉に必要と認められる費用相當額の合計額を損失補償額とする。

(假住居使用料)

第四十條 建物の買収等により他に一時假住居または假公舎を必要とするときは、次の各號に依り算定した額を損失補償額とする。

一、住宅については、買収する建物の賃借料相當額の三カ月分以内の額

二、公舎については、買収する公舎の賃借料月額相當額に必要と認められる期間の月数を乗じて得た額

(祭祠費)

第四十一條 買収する土地に存する神社、佛閣、教會、墓地等の宗教上の施設を移轉移築、または除却に要する費用と移轉、移築または除却にともなう供養祭禮等の宗教上の儀式に要する費用との合計額を損失補償額とする。

(休業補償)

第四十二條 財産の買収のため店舗、營業所又は事業場（以下「事業所」という）が一時休業する場合は、事業所が移轉するに通常必要とする休業期間に應ずるその營業の豫想純收益額を損失補償額とする。

ただし、自家營業の場合の豫想純收益額には、自家勞働の評價額を含めるものとする。

2 財産の買収のため兼業または副業を一時休業する場合にも前項に準ずる。

(休業手當)

第四十三條 財産の買収のため事業所が他に移轉する期間、事業主が止むを得ず従業員を就勞させることができない場合において従業員に對して休業手當を支給するときは、その従業員の平均賃金に移轉のため通常必要とする休業期間を乗じて得た額を損失補償額とする。

2 平均賃金の算定に當つては、電源開發等の着工の直前三カ月間（漁業および林業にあつては電源開發等の着工の直前一カ年間）の平均とする。

(解雇豫告手當)

第四十四條 財産の買収のため止むを得ず事業を縮小し、または廢止する場合におい

て事業主が従業員を解雇し、解雇予告手当を支給するときは、事業主が従業員に対して支給する解雇予告手当額を損失補償額とする。

(退職手当)

第四十五條 財産の買収のため労働基準法第八條の適用を受ける事業が止むを得ず事業を縮小し、または廃止することにより、事業主が従業員を解雇する場合において事業主が退職手当の支給について労働協約、就業規則等による支拂義務を負担しているときは、事業主がその従業員に対して支拂うべき退職手当相当額から事業主がその従業員に対して積立てている退職手当相当額を差し引いた額を損失補償額とする。ただし、労働協約、就業規則等が買収されることを見越して變更されたと認められる場合は、變更前のものによる。

(漁夫補償)

第四十六條 第二十七條各號に掲げる漁業者に雇傭される者が、財産の買収のため失業する場合は年間賃金の就労を制限され、その支給される賃金が平均賃金に達しない場合は、その差額（就労制限の状況に應じて減額したもの）のそれぞれ一箇年分を損失補償額とする。この場合、それぞれの賃金に乘すべき期間については第三十一条但書の規定を準用する。

(雇傭者補償)

第四十七條 前二條および第六十八條第二項に規定するものは、財産の買収のため雇傭されている者が、失業する場合は年間賃金の就労を制限され、その支給される賃金が平均賃金に達しない場合は、その差額（就労制限の状況に應じて減額したもの）のそれぞれ一箇年分を損失補償額とする。この場合、それぞれの賃金に乘すべき期間については、第三十一条但書の規定を準用する。

(仕掛品)

第四十八條 財産の買収により事業の繼續が客觀的に不可能となり、その事業所の生産および加工の過程にある仕掛品の完成を妨げる場合は、その仕掛品の原材料費と加工費との合計額からその残存額を差し引いた額を損失補償額とする。

(残存財産)

第四十九條 同一の土地、建物または工作物の所有者に屬する一團の土地、建物または工作物の一部を買収する場合において、残存財産の價額または使用價額を減じたときは、その減少額を損失補償額とする。

2 残存財産に鐵道、軌道、道路等の通路、溝、垣、柵、その他の工作物の新築、改

築、増築、移轉若しくは補修または盛土もしくは切土をする必要があるときは、これらに面する施設費を損失補償額とする。

(隣接財産)

第五十條 財産の買収のため残存財産以外の財産に鐵道、軌道、道路等の通路、溝、垣、柵、その他の工作物の新築、改築、増築、移轉若しくは補修または盛土もしくは切土をする必要があるときはこれに要する施設費を損失補償額とする。

(少數残存者)

第五十一條 電源開發による同一部落内の大部分の住民の移住により、いちじるしく經濟的損失をうける者に對しては、個々の實情に應じて適正に損失補償を行うものとする。

(測量實地調査等)

第五十二條 財産の買収に先立ち、測量し、調査し、または障害物を除却し、若しくは伐採したときは、相手方が現に蒙つた損失を適正に算定した額を損失補償額とする。

第二節 財産の使用による賃借料および損失補償額

第一款 賃借料

(算定の基準)

第五十三條 財産を使用する場合には、この節の定める基準により、一年分の賃借料相當額を算定し、使用期間（收穫季節のある土地にあつては、使用期間の屬する收穫季節の期間）に對應する額を賃借料とする。

(農地)

第五十四條 農地の賃借料は、次の各號により算定した額とする。

一、土地台帳の地目に關係がなく、農耕地、採草地、放牧地等として使用されている土地で、使用により農業經營が不能となる場合は、使用する土地の農業經營から得られる一切の推定農業租収入から、支出すべき推定農業經營費を差し引いた推定年間農業收益額の八〇%の額

二、使用する土地の一部または全部について農業經營が可能であるときは、前號の推定農業收益額より、その農業經營によつて得られる推定農業收益額を差し引いた額の八〇%の額

(土地)

第五十五條 土地（農地を除く。以下この條について同じ）の賃借料は、統制額のない場合にあつては、富裕税評價額に土地資本に對する年利回を乗じて得た額と、固定資産税額との合計額とする。

（建物）

第五十六條 建物（付帯設備を含む。以下同じ）の賃借料は、富裕税評價額に建物資本に對する年利回を乗じて得た額と、固定資産税額、減價償却費相當額および火災保険料相當額との合計額。

2 富裕税課税の評価方法によることができない場合は、近傍類似の建物の坪當り價額に準じて得た額に減價償却費相當額および火災保険料相當額との合計額。

（建物の一部）

第五十七條 建物の一部についての賃借料は、前條により算定した建物全部についての賃借料に建物全部の使用面積に對するその一部の使用面積の比率を乗じて得た額とする。

（工作物及び設備）

第五十八條 工作物および設備の賃借料は、第五十六條に準じて算定した額とする。

（動産）

第五十九條 動産の賃借料は、必要経費と火災保険相當額との合計額とする。ただし事業用動産であつて固定資産税が賦課されているものについてはその税額を加算する。

2 前項の必要経費は、時價に動産資本に對する年利回を乗じて得た額と減價償却費相當額との合計額とする。

第二款 使用に伴う損失補償額

（工作物及び設備の修理費）

第六十條 使用中の土地において利用している水路その他の工作物および設備の毀損した場合は、その補修に要する施設費相當額を損失補償額とする。

（準用規定）

第六十一條 第二十九條から第五十條までおよび第五十二條の規定は財産の使用にともなう損失補償について準用する。

第三款 使用した財産の返還にともなう損失補償額

（土地）

第六十二條 使用した土地を返還する場合において、その土地を原狀に回復すること

を必要と認めるときは、原狀回復に要する費用の額を損失補償額とする。

2 使用した土地を原狀に回復しないで返還時の現狀のまま引渡すときは、その土地の形質變更によつて生じた損失を適正に算定した額を損失補償額とする。

3 前二項の場合における損失補償額はその土地の買收價額を超えないものとする。

（建物、工作物及び設備）

第六十三條 使用した建物、工作物および設備を返還する場合において、その建物工作物および設備を原狀に回復することを必要と認めるときは、原狀回復に要する費用の額を損失補償額とする。

2 使用した建物、工作物および設備を返還時の現狀のまま引渡す場合において使用開始時の原狀において返還時の價額が、返還時の現狀における返還時の價額を超えるときは、その差額からその期間に應ずる減價償却費相當額を差引いた額を損失補償額とする。

（動産）

第六十四條 使用した動産を返還する場合においてその動産が滅失したときはその動産の新品取得價額を滅失時までの経過年數に應じて減價した額を、その動産が毀損したときは、返還時の價額返還時の毀損狀況に應じて減價した残存價額との差額を損失補償額とする。

（立竹木及び果樹等）

第六十五條 返還する土地に存する立竹木および果樹等が、使用中に除去または滅失したときは、第六十七條および第十八條に準じて算定した額を、一部毀損があつたときはその程度割合に應じて適正に算定した額を損失補償額とする。

（復歸移轉）

第六十六條 使用した財産の返還にともない、必要と認められる人員または物件の復歸移轉を要する場合は、次の各號により算出した額を損失補償額とする。

一、物件を移轉する場合は、第三十五條および第三十七條の規定に準じて算出した額

二、人員が復歸する場合は第三十九條の規定に準じて算出した額

（管理費）

第六十七條 使用した財産の返還に當りその財産（動産を除く）の原狀回復、または補修をしなければ所有者または賃借権者が従前の用途に利用できない場合は、その原狀回復および補修の程度に應じて、その財産の三カ月分以内の賃借料相當額を損失

補償額とする。

第三節 その他の損失補償額

(流木補償)

第六十八條 慣習によりまたは許可をうけて木材の流送を行つてゐる者に對しては、發電のため必要とするダム、水路、その他の工作物の設置等によつて木材の流送に支障を與える場合は、その損失を適正に算出した額を損失補償額とする。

2 木材の流送に従事する者がダム等の設置によつて失業する場合は年間賃金の就勞を制限され、その支給される賃金が平均賃金に達しない場合は、その差額(就勞制限の状況に應じて減額したもの)のそれぞれの一カ年分を損失補償額とする。この場合それぞれの賃金に乘ずべき期間については第三十一條但書の規定を準用する。

(砂れきの採取)

第六十九條 許可をうけて砂れきの採取を行つてゐる者に對しては、發電のため必要とするダム、水路その他の工作物の設置等により砂れきの採取に支障を與える場合はその損失を適正に算定した額を損失補償額とする。

(水利權)

第七十條 既存の灌漑排水權、飲料用水權、鑛工業用水權、および發電用水權の取消または制限に對しては、それぞれの權利にもとづく用水に支障をおよぼす場合において、それぞれの實情に應じて適正に算定した額を損失補償額とする。

(溫泉利用權等)

第七十一條 この要綱に掲げるもののほか、土地收用法第五條に規定する權利を消滅または制限する場合には、權利の内容に應じて適正に算定した額を損失補償額とする。

地方公共團體手数料令および同手数料規則の一部改正について

溫泉法の規定にもとづく都道府縣知事の機關委任事務に係る手数料については、從來溫泉利用許可についてのみ徴収してゐたのであるが、溫泉をゆう出させるための動力裝置に關する都道府縣知事の許可についても、溫泉

の開發状況にかんがみ溫泉權の保護調整等のために相當の調査を要するので、新たに手数料を徴収しうることにした。

地方公共團體手数料令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二百二十二條第二項の規定にもとづき、この政令を制定する。

地方公共團體手数料令(昭和二十二年政令第三百二十七號)の一部を次のように改正する。

第一條第十五號の次に次の二號を加える。

十五の二 溫泉法(昭和二十三年法律第二百二十五號)第三條第一項の規定にもとづく土地掘さく許可手数料

十五の三 溫泉法第八條第一項の規定にもとづく増掘許可手数料および動力裝置許可手数料

第二條第一項中「第十五號から」を「第十五號および第十六號から」に、「千圓」を「三千圓」に改め、同條第二項を削る。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

地方公共團體手数料規則の一部を改正する總理府令

總理府令第二十六號

昭和二十八年四月三日

内閣總理大臣 吉 田 茂

地方公共團體手数料規則(昭和二十三年總理府令第五十號)の一部を次のように改正する。

第一條第六十七號の次に次の二號を加える。

六十七の二 溫泉法(昭和二十三年法律第二百二十五號)第三條第一項の規定にもとづく土地掘さく許可手数料八千圓

六十七の三 溫泉法第八條第一項の規定にもとづく増掘許可手数料および動力裝置許可手数料

付 則

この府令は、公布の日から施行する。

(参照條文)

地方公共團體手数料令(抜萃)

第一條

温泉利用許可手数料

十六 興行場營業許可手数料

十七 旅館營業許可手数料

十八 公衆浴場營業許可手数料

五十四から五十八まで削除

温泉法(昭和二十三年七月十日法律第百二十五號) 抜萃

第三條 温泉をゆう、出させる目的で土地を掘さくしようとする者は、省令の定めるところより、都道府縣知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、掘さくに必要な土地を掘さくのために使用する權利を有する者でなければならない。

3 都道府縣知事は、温泉を工業用に利用する目的で第一項の申請をした者に對して許可を與えるときは、あらかじめ通商産業局長に協議しなければならない。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

昭和二十七年年度二十八年末道稅徵收狀況調 (税目別)

税 區 分	課 定 額	收 入 額	不 納 欠 損 額	收 入 未 済 額	收 入 歩 合	前 年 同 期 歩 合
道 入 場 税	七五三、八九一、二八四三	五、四九、四六、八七、一七	五、九、三三、七	二〇九、八五〇、六、五	七、三	七、三
遊 興 飲 食 税	一、〇六、三三、六五、二四	九七、三〇、八二、四	—	一六、九三、四二、八〇	八、二	八、一
自 動 車 税	一、〇七、八五、九、五五	五、四一、四三、五〇、一五	四、五三、〇六	三六、五八、八六、五	高、〇	高、三
漁 業 權 税	一、三、九七、五、六、五	八、五、七九、二、元	—	二、七四、八七、五〇	六、三	六、七
狩 獵 者 税	一、三、九七、五、六、五	八、五、七九、二、元	—	二、七四、八七、五〇	四、七	四、八
家 畜 税	一、三、九七、五、六、五	八、五、七九、二、元	—	二、七四、八七、五〇	六、六	六、五
	一、三、九七、五、六、五	一、六、九、一〇〇、〇〇	一、四、一〇〇	一、七、五〇、〇〇	九、九	九、九
	一、三、九七、五、六、五	五、一、六、八、五〇、一〇	四、六、八、四〇	五、九、四、五、六、二、二〇	六、四	六、三

第四條 都道府縣知事は、温泉のゆう、出量、温度若しくは成分に影響をおよぼしその他公益を害する處があると認めるときは、前條第一項の許可を與えなければならない。

第五條 第三條第一項の許可を受けた者が、許可の日から一年以内に工事に着手せずまたは着手後一年以上その工事を中止したときは、都道府縣知事はその許可を取り消すことができる。

第六條 都道府縣知事は、第三條第一項の許可を與えた後第四條に規定する事由があるとき、その許可を取り消し、またはその許可を受けた者に對して、公益上必要な措置を命ずることができる。

第七條 第三條第一項の許可が取り消されたとき、または許可を受けて掘さくした場所に温泉がゆう、出しないときは都道府縣知事は、その許可を受けた者に對して原狀回復を命ずることができる。

第八條 温泉のゆう、出路を増掘し、または温泉のゆう、出量を増加させるために動力を裝置しようとする者は、省令の定めるところにより、都道府縣知事に申請して、その許可を受けなければならない。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

2 前四條の規定は、前項の増掘または動力の裝置について、これを準用する。

事業所得税	特別所得税	舊法に依る税
四、七三、五九、三二、四一	八、九九、〇五、〇〇	一、六、三二、四七、八一
三、五三、一五、一五、八四	七、〇一、三、六七、〇〇	二、七、三、四、九五、八五
—	—	二、五三、九八、六〇
一、三二、二〇七、一五、五七	一、六八、六、四〇、〇〇	三、九、八、五、二四、〇六
七、四・一	八・五	一、六・三
七、四・二	八・〇	二、七・三

昭和二十七年年度二十八年三月末道税徴収実績調 (支廳別)

支廳名	調定額	収入額	不納缺損額	収入未済額	収入歩合	前年同期歩合
石狩支廳	一、三〇、四三、〇三・七	九四、三三、三三・七	一、〇〇元・〇〇	三、〇、四九、八四、〇〇	七・三	七・二
渡島支廳	六三、五四、六二・三	五四、〇八、三六・七	—	三九、七四、三三・九	五・六	五・五
檜山支廳	四、五九、九八・五	三、〇八、四四・六	—	一四、七五〇、七四・七	六・六	六・八
後志支廳	五九、八〇、八五・七	三九、〇八、四七・五	—	二〇、七二、三六・三	六・七	六・〇
空知支廳	三二、四〇、九四・五	三九、七三、八〇・四	—	三四、六八、一四・二	六・〇	六・四
上川支廳	五九、七四、七五・六	三九、五五、一三・九	—	一〇、三三、六二・八	六・九	六・三
留萌支廳	一四、〇六、五四・八	七、五七、四六・五	三九、二五・九	六五、二九、〇七・七	五・一	五・四
宗谷支廳	一四、一八、〇六・三	八、六八、八二・九	—	五、五六、二四・一	五・五	五・八
網走支廳	四九、三三、三七・四	三三、八七、七五・五	—	一五、五七、五八・〇	六・六	七・一
日高支廳	四六、五九、九二・四	二五、〇三、二六・〇	—	二〇、五六、六五・四	五・三	五・二
十勝支廳	九〇、一四、二四・七	六、一八、五八・六	—	二九、九一、五五・七	六・七	六・六
釧路支廳	三三、五四、〇〇・六	三九、五五、四六・三	—	一七、九四、四五・〇	六・九	七・六
根室支廳	三六、二一、八九・九	二九、八六、一五・六	—	一八、四〇、六二・〇	五・九	六・六
東京支廳	七、八五、〇五・五	四六、八五、三六・八	—	三、八八、五五・一	六・七	六・八
本支廳	一、七六、二六、〇六・〇	一、〇九、〇五、一七・〇	—	一六、三三、六五・〇	六・〇	—
道税計	七、五二、八九、二八・五	五、四九、四六、八七・七	五九、一三、四・三	二、〇九、一八、五〇・五	七・二	七・三

去る一月末の第五回道路審議會以來三ヵ月余にわたつて審議をつづけ紛糾を重ねた二級國道も、去る五月一日の第十一回道路審議會でようやく指定の答申案をうるに至り翌二日建設省から二級國道指定路線全部が發表された。これによると路線數は百四十本、延長實に一万四千九百二十六杵にわたり北海道十八本、二千七百三十六杵、内地百二十二本、一万二千百九十杵となつてゐる。

本道關係分つぎのとおり。

浦帶	浦室	苦岩小見牧澤	留旭	留稚	留札	虻札	江小	江函	路
河線	河線	岩見澤	萌川	萌內	萌幌	田幌	差樽	函館差	線名
帶廣市	室蘭市	岩見澤市	旭川市	稚內市	札幌市	札幌市	小樽市	函館市	起點
浦河町	浦河町	苦小牧市	留萌市	留萌市	留萌市	虻田町	江差町	江差町	終點
廣尾郡大樹町、同郡廣尾町、樣似郡樣似町	幌別郡幌別町、苦小牧市、沙流郡門別町、靜內郡靜內町、三石郡三石町	空知郡栗澤町、夕張郡栗山町、同郡由仁町	雨龍郡深川町、同郡沼田町	天鹽郡天鹽町、同郡遠別町、苦前郡羽幌町、同郡苦前町	石狩郡石狩町、増毛郡増毛町	札幌郡豊平町、虻田郡喜茂別町	壽都郡壽都町、古平郡古平町、若內郡若內町、瀨棚郡瀨棚町、檜山郡泊村	上磯郡上磯町、同郡木古内町、松前郡福島町、同郡松前町	重 要 な 經 過 地
龜田郡大野村、檜山郡泊村									

四月十九日執行の衆議院議員選舉、同二十四日執行の參議院議員選舉の結果はつぎのとおりである。

一、衆議院議員選舉
第一區

候補者名	得票數	當落別	札幌市	小樽市	石狩支廳	後志支廳
町村金五	三七、七三	當	一八、五〇	一、二五	一三、四三	四、四三
正木清	四五、八五	當	二七、九三	一〇、九二	八八元	八、二四
苦米地英俊	五六、四七	當	一九、三〇	二五、三三	五四七七	六、八八
横路節雄	四八、五三	當	二〇、四六	六、三三	八、九四八	二、六九

網走、斜里 根室	網走 根室	釧路 根室	釧路 網走	弟子屈 帶廣	留萌 網走	稚内 稚内	浦河 浦河
網走市	網走市	釧路市	釧路市	川上郡 弟子屈町	網走市	網走市	旭川市
根室町	根室町	根室町	網走市	帶廣市	留萌市	稚内市	浦河町
斜里郡斜里町、野付郡別海村、根室郡和田村	網走郡女満別町、同郡美幌町、川上郡弟子屈町、野付郡別海村、根室郡和田村	厚岸郡厚岸町、根室郡和田村	阿寒郡阿寒町、網走郡津別町、同郡美幌町、同郡大淵別町	阿寒郡阿寒村、中川郡西足寄町	常呂郡常呂町、紋別郡紋別町、同郡佐呂間町、同郡名寄町、同郡土別町、苫前郡苫前町	常呂郡常呂町、枝幸郡枝幸町、同郡濱頓別町、同郡雄武町	上川郡美瑛町、空知郡富良野町、同郡山部村、沙流郡門別町、静内郡静内町、三石郡三石町

候補者名	得票數	當落	旭川市	留萌市	稚内市	上川支廳	宗谷支廳	留萌支廳
宇野秀太郎	一六五	落	九三四	三	二、九四	三、〇三		
薄田美朝	七三三(大)	落	七四二	二、七七	二、八九	二、四六		
齋藤正志	一九五七	落	五七五	一、五六	八、九八	三、三〇		
杉之原舜一	九五八	落	四七七	一、四三	一、八三	一、五〇		
椎熊三郎	三〇八七	當	五、三〇	一、七〇	三、五三	二、五〇		
岩本政一	三〇九七	落	二、〇七	三三	四、九六	三、六二		
計	三、〇一三		一三〇、七五	六、八二	七、九六	九、四八		

候補者名	得票數	當落	旭川市	留萌市	稚内市	上川支廳	宗谷支廳	留萌支廳
松浦周太郎	四八六	當	六、四四	七〇	二、五〇	三、三六	八、四八	四、八四
河口陽一	七、五五(大)	落	三、七七	二二	一、八四	二、六〇	三、四〇	三、〇一
玉置信一	四、九八	當	九、三二	一、七五	六、〇七	六、五四	一、九七	三、五九
芳賀貢	四、五六	當	九、三九	一、七六	二、九五	三、八三	三、五六	三、五六
佐々木秀世	三、〇二	落	七、九三	三、二五	一、二七	二、六七	四、三七	三、四五
林唯義	三、三六	落	三、四三	一、二五	三、七七	八、〇九	二、六六	
五十嵐久彌	五、五三	落	一、五六	三三	二、五〇	四、七五	六、〇九	
武田信之助	四、四〇	當	一、九七	一〇二	二、一〇	二、一〇	五、〇	
伊集院兼清	一、五五	落	五、二三	三三	六、七	六、七	五、八	
計	一、五五		五、二五	三、六五	四、四四	三、〇三	七、〇六	

候補者名	得票數	當落	函館市	旭山支廳	渡島支廳
田中元	七、〇六	當	三、三九	一、四三	三、六八
川村善八郎	四、四四	當	三、一〇	九、〇五	二、三五
平塚常次郎	二、五五(大)	落	一、四七	三、〇九	八、〇三
大島寅吉	九、四七	落	四、二四	二、〇六	三、三五
館俊三	七、五五	當	三、〇六	三、三三	三、〇六

候補者名	得票數	當落	岩見澤市	小牧市	美唄市	芦別市	空知支廳	日高支廳
岡武夫	九、四一	落	四、八八	一、六二	三、五二			
笠原利重	一、五九	落	六、七五	二、九七	六、四八			
計	二、〇九		八、二九	五、七九	六、四七			

候補者名	得票數	當落	釧路市	帯広市	北見市	網走市	十勝支廳	釧路支廳	根室支廳	網走支廳
伊藤郷一	五、一三	當	一〇、〇九	四、四一	一、〇六	五、六五	七、九八	八、〇〇		
森三樹二	五、一五	當	五、一五	三、四四	二、五八	一、八四	二、四四	二、九八	一、四八	
永井勝次郎	五、一五	當	九、五	三、九	九、六元	二、二〇	一、〇〇	一、三〇	九、五	
本名武	五、一五	當	四、四三	二、二	九、七	八、三三	一、三三	五、五〇	四、六四	
高倉定武	五、一五	當	四、四三	二、二	九、七	八、三三	一、三三	五、五〇	四、六四	
奥村邦教	四、五三	落	四、五三	二、〇〇	九、七	八、三三	一、三三	五、五〇	四、六四	
松田鐵藏	四、五三	當	四、五三	二、〇〇	九、七	八、三三	一、三三	五、五〇	四、六四	
小笠原恵	二、七九	落	六、三	一、四〇	一、六七	二、八七	三、五五	三、七三	三、八	
藤本國夫	四、四八	落	一、六六	一、七	八、一四	八、三三	九、四	三、六六	三、八	
日光福治	一、〇七	落	四、二一	一、五	二、九	一、九六	一、四三	四、六	三、四	
計	三、五、四七		三、五、四七	三、五、四七	三、五、四七	三、五、四七	三、五、四七	三、五、四七	三、五、四七	

候補者名	得票數	當落	釧路市	帯広市	北見市	網走市	十勝支廳	釧路支廳	根室支廳	網走支廳
伊藤郷一	五、一三	當	一〇、〇九	四、四一	一、〇六	五、六五	七、九八	八、〇〇		
森三樹二	五、一五	當	五、一五	三、四四	二、五八	一、八四	二、四四	二、九八	一、四八	
永井勝次郎	五、一五	當	九、五	三、九	九、六元	二、二〇	一、〇〇	一、三〇	九、五	
本名武	五、一五	當	四、四三	二、二	九、七	八、三三	一、三三	五、五〇	四、六四	
高倉定武	五、一五	當	四、四三	二、二	九、七	八、三三	一、三三	五、五〇	四、六四	
奥村邦教	四、五三	落	四、五三	二、〇〇	九、七	八、三三	一、三三	五、五〇	四、六四	
松田鐵藏	四、五三	當	四、五三	二、〇〇	九、七	八、三三	一、三三	五、五〇	四、六四	
小笠原恵	二、七九	落	六、三	一、四〇	一、六七	二、八七	三、五五	三、七三	三、八	
藤本國夫	四、四八	落	一、六六	一、七	八、一四	八、三三	九、四	三、六六	三、八	
日光福治	一、〇七	落	四、二一	一、五	二、九	一、九六	一、四三	四、六	三、四	
計	三、五、四七		三、五、四七	三、五、四七	三、五、四七	三、五、四七	三、五、四七	三、五、四七	三、五、四七	

二、参議院議員選挙(地方區)

候補氏名	千葉	信	堀	末治	北	勝太郎	岩田留吉	塚田庄平	岩澤誠	有馬英二	計
石 渡 檜 後 空 上 留 宗 綱 膽 日 十 劉 根 支	符 島 山 志 知 川 萌 谷 走 振 高 勝 國 幸 路 計	12,297 10,372 5,703 13,979 19,919 24,401 5,079 4,323 24,118 10,184 6,137 16,721 7,953 3,761	4,692 2,839 2,688 8,724 13,467 41,698 6,123 5,321 17,078 4,988 3,191 11,434 5,670 3,296	10,224 4,089 3,596 9,217 59,250 29,039 5,583 3,384 19,193 12,074 9,729 23,699 4,220 2,740	4,249 40,576 13,641 11,339 3,758 3,069 5,514 5,744 8,721 5,241 7,691 4,635 5,286 4,067	2,326 2,879 1,378 3,103 40,132 4,279 1,506 1,266 3,614 1,808 1,558 3,530 7,753 467	2,941 943 581 2,993 2,257 2,248 737 706 2,758 1,216 866 1,451 947 909	13,051 4,307 2,699 14,114 11,333 12,189 4,748 4,625 12,324 4,949 3,709 14,645 5,104 3,571	49,780 66,005 30,285 63,469 150,116 116,923 29,290 25,375 87,806 40,460 32,881 76,116 36,933 18,811		
礼 函 小 旭 幸 劉 帶 北 夕 岩 見 走	幌 館 樽 川 網 路 廣 見 張 澤 市										

留 小 牧 市	2,054	2,249	628	1,177	1,012	136	1,533	8,789
留 小 牧 市	4,981	1,900	1,192	1,349	867	644	2,139	13,072
留 小 牧 市	2,329	1,730	972	1,396	950	168	1,538	9,053
留 小 牧 市	2,245	1,199	5,984	798	11,587	280	3,164	25,257
留 小 牧 市	1,816	1,331	3,761	545	9,396	390	1,788	19,027
留 小 牧 市	119,190	88,334	32,986	50,626	65,924	19,871	78,257	455,188
計	284,143	219,543	229,023	174,157	141,523	41,424	189,626	1,279,439

備考 候補者得票合計において有効投票合計と14票不符なるは法第68條の2の規定による投分の端数四捨によるものである。

三、参議院議員（全國區）

届出 番號	候補者の氏名	黨	派	得票數	届出 番號	候補者の氏名	黨	派	得票數	届出 番號	候補者の氏名	黨	派	得票數
1	木 早 川 内	無 綠	所 風 會 黨	5,118	18	關 根	自 由 黨	黨 會 黨	1,130	35	森 崎	自 由 黨	黨 會 黨	3,009
2	早 川 内	無 綠	所 風 會 黨	23,427	19	阿 賀	自 由 黨	黨 會 黨	1,355	36	安 孫	無 綠	所 風 會 黨	1,123
3	廣 瀬 良	無 綠	所 風 會 黨	1,264	20	河 崎	自 由 黨	黨 會 黨	9,011	37	平 野	無 綠	所 風 會 黨	1,755
4	高 山 良	無 綠	所 風 會 黨	12,860	21	明 本	無 綠	所 風 會 黨	1,269	38	豐 田	無 綠	所 風 會 黨	13,554
5	大 淺 山	無 綠	所 風 會 黨	2,598	22	德 川	無 綠	所 風 會 黨	1,026	39	岡 田	無 綠	所 風 會 黨	3,710
6	中 庄 島	無 綠	所 風 會 黨	2,555	23	北 條	無 綠	所 風 會 黨	3,354	40	荒 木	無 綠	所 風 會 黨	566
7	中 庄 島	無 綠	所 風 會 黨	5,396	24	横 山	無 綠	所 風 會 黨	11,163	41	具 根	無 綠	所 風 會 黨	68,494
8	中 庄 島	無 綠	所 風 會 黨	2,369	25	木 島	無 綠	所 風 會 黨	32,882	42	阿 具	無 綠	所 風 會 黨	2,845
9	土 司 田	無 綠	所 風 會 黨	3,352	26	森 田	無 綠	所 風 會 黨	882	43	宮 東	無 綠	所 風 會 黨	817
10	三 島 谷	無 綠	所 風 會 黨	1,456	27	今 井	無 綠	所 風 會 黨	2,261	44	岡 村	無 綠	所 風 會 黨	98,541
11	大 岡 谷	無 綠	所 風 會 黨	3,738	28	豊 高	無 綠	所 風 會 黨	471	45	楠 村	無 綠	所 風 會 黨	4,255
12	大 岡 谷	無 綠	所 風 會 黨	5,821	29	高 橋	無 綠	所 風 會 黨	4,864	46	楳 見	無 綠	所 風 會 黨	1,375
13	岡 宮 本	無 綠	所 風 會 黨	4,040	30	井 藤	無 綠	所 風 會 黨	3,057	47	武 田	無 綠	所 風 會 黨	485
14	岡 宮 本	無 綠	所 風 會 黨	5,746	31	藤 丸	無 綠	所 風 會 黨	1,865	48	石 黒	無 綠	所 風 會 黨	943
15	大 野 川	無 綠	所 風 會 黨	3,149	32	多 野	無 綠	所 風 會 黨	1,416	49	大 須	無 綠	所 風 會 黨	18,301
16	大 野 川	無 綠	所 風 會 黨	1,181	33	中 山	無 綠	所 風 會 黨	3,611	50	高 橋	無 綠	所 風 會 黨	1,787
17	佐 田 竹	無 綠	所 風 會 黨	3,207	34	鈴 木	無 綠	所 風 會 黨	1,461	51	高 橋	無 綠	所 風 會 黨	7,177

高 42

151	大	小	河	龜	井	福	山	賀	永	前	飯	唐	原	青	山	柏	蔭	浦	平	伊	矢	宮	小	櫻	小	玉	西	野	藤	高	尾	大	林	
152	野	川	村	井	上	島	本	屋	岡	野	山	田	木	副	木	山	崎	野	藤	次	澤	杉	村	守	柳	田	山	川	松	崎	倉			
153	熊	久	契	高	な	万	茂	光	興	太	縣	虎	一	博	庫	茂	永	恒	述	安	い	廣	良	天	喜	代	香	一	年	郎	一	吉		
154	雄	義	善	義	多	雄	杉	一	治	吉	平	郎	一	男	士	治	人	錫	子	史	保	郎	子	史	勝	實	香	一	年	郎	一	吉		
155	綠	白	無	大	日	本	愛	國	黨	會	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨		
156	風	由	所	風	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所		
157	484	3,534	313	302	3,715	938	2,716	5,933	24,200	70,034	6,049	234	1,848	7,940	153	1,675	722	125	1,681	431	1,737	728	1,284	183	1,564	638	1,151	1,516	332	1,895	3,183	9,490		
158	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	
159	金	田	鈴	廣	河	清	生	金	萩	河	白	高	大	渡	志	西	小	栗	畑	宇	田	五	山	岡	森	井	占	片	西	岡	内	日	武	
160	子	中	木	海	北	水	田	山	野	野	井	野	森	邊	田	寺	駒	本	中	垣	中	坪	本	川	上	賀	桐	岡	部	田	高	田		
161	洋	武	傳	實	敬	美	乃	龍	丈	義	一	眞	金	義	公	章	義	政	一	不	茂	治	富	達	龍	ハ	武	一	邦	太	郎	郎		
162	文	雄	明	一	二	里	次	重	夫	一	勇	夫	郎	藏	忠	一	郎	彦	春	成	雄	弘	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	
163	日	本	社	進	進	扶	自	自	改	相	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	
164	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨
165	6,174	2,881	2,690	187	1,310	1,824	756	891	149	840	6,036	6,530	1,568	14,238	2,197	2,413	298	2,108	554	13,311	1,534	362	10,433	—	555	—	1,357	499	3,536	—	1,332	1,045	958	
166	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	
167	大	赤	權	中	近	細	和	松	梅	高	佐	木	有	木	香	渡	大	荒	平	高	中	香	飯	河	野	沼	野	野	野	野	野	野	野	
168	木	司	田	西	藤	井	智	下	村	野	野	崎	下	田	村	川	原	邊	嶋	木	岡	橋	野	沼	野	野	野	野	野	野	野	野	野	
169	英	德	鎮	伊	昌	三	恒	武	清	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	藤	
170	一	雄	助	一	郎	藏	義	登	郎	重	次	子	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	
171	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
172	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	
173	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨	黨
174	614	410	424	630	289	458	737	968	633	319	283	626	2,988	1,002	665	2,234	—	514	302	1,741	609	894	495	201	443	211	228	211	212	213	214	215		
175	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
176	1,228	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	
177	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	
178	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	
179	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	
180	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	
181	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	
182	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	
183	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	

び投票率等に関する調

(註) 括弧内は前回選挙に於ける投票率を示す。

女			計			
投票者数	棄権者数	投票率	當有日権の者	投票者数	棄権者数	投票率
57,080	41,060	58.16(61.67)	193,562	121,430	72,082	62.76(64.76)
32,769	18,164	64.34(64.83)	197,169	68,137	29,032	70.12(70.03)
32,982	17,829	64.91(63.02)	102,267	72,533	29,734	70.93(70.28)
38,667	14,109	73.27(72.35)	103,058	80,253	22,805	77.87(76.61)
161,498	91,162	63.92(64.90)	496,056	342,403	153,653	69.03(69.48)
23,152	3,478	76.86(73.62)	71,355	57,210	14,145	80.18(77.29)
6,366	2,627	70.78(72.35)	17,572	13,247	4,325	75.39(75.67)
5,845	3,266	64.15(62.49)	18,835	12,787	6,048	67.89(66.89)
69,616	21,092	76.75(72.30)	180,835	146,592	34,243	81.06(77.96)
14,381	6,919	67.52(70.19)	42,744	30,662	12,243	74.73(75.46)
17,876	6,184	74.30(75.88)	48,245	37,465	10,780	77.66(77.62)
142,236	48,566	74.55(72.29)	379,586	297,963	81,623	78.50(76.82)
44,299	22,511	66.31(69.39)	126,123	88,689	37,439	70.30(71.65)
18,089	6,933	72.29(73.89)	49,737	37,180	12,557	74.75(78.43)
43,101	18,549	69.91(70.22)	122,402	86,403	35,999	70.59(74.57)
105,489	47,993	68.73(70.45)	298,267	212,272	85,995	71.17(73.97)
20,963	8,772	70.50(67.74)	59,758	45,736	14,022	76.50(73.86)
14,424	10,542	57.77(63.96)	52,481	33,910	18,571	64.61(70.08)
9,121	4,385	67.53(66.43)	26,673	19,511	7,162	73.15(72.67)
8,444	3,140	72.17(72.49)	22,337	17,121	5,216	76.65(77.35)
14,798	6,256	70.29(66.52)	42,928	32,615	10,313	75.98(72.78)
9,580	6,044	61.43(63.19)	33,070	22,101	10,969	66.83(69.53)
79,363	41,338	65.75(64.59)	243,097	175,104	67,993	72.03(71.81)
24,428	9,955	71.05(63.53)	68,015	51,506	16,509	75.73(73.99)
19,144	6,988	73.26(68.40)	52,722	40,647	12,075	77.10(73.97)
199,965	97,390	67.25(66.16)	601,081	438,251	162,830	72.91(72.43)
15,886	10,420	60.39(71.28)	53,615	35,480	18,135	66.18(75.41)
12,155	3,455	77.87(78.67)	30,419	24,400	6,019	80.21(80.03)
8,155	4,819	62.86(68.64)	25,394	17,584	7,810	69.24(74.27)
6,987	3,119	69.14(73.84)	19,909	14,607	5,302	73.37(78.46)
45,504	14,516	75.81(76.38)	121,689	97,822	23,867	80.39(81.14)
19,503	7,498	72.23(66.76)	56,534	43,084	13,450	76.21(72.57)
10,824	7,351	59.55(55.19)	36,611	24,111	12,500	65.86(63.59)
51,623	23,212	68.98(68.15)	149,327	111,224	38,103	74.48(75.58)
170,637	74,390	69.64(70.39)	493,498	368,312	125,186	74.63(75.40)
779,825	359,501	68.45(68.41)	2,268,488	1,659,201	609,287	73.14(73.38)
294,724	157,028	65.24(67.38)	891,205	624,615	266,590	70.09(71.46)
485,101	202,473	70.55(69.03)	1,377,283	1,034,586	342,697	75.12(74.54)

選挙区	市	町	村	男				当日の有権者
				当日の有権者	投票者数	棄権者数	投票率	
第一区	札幌市	幌町	市	95,422	64,400	31,022	67.49(67.87)	98,140
	札幌市	樽町	市	46,236	35,368	10,868	76.49(75.78)	50,933
	札幌市	支庁	支	51,456	39,551	11,905	76.86(77.55)	50,811
	札幌市	支庁	支	50,282	41,586	8,696	82.71(81.11)	52,776
	札幌市	支庁	計	243,396	180,905	62,491	74.33(74.22)	252,660
第二区	旭川市	旭町	市	34,725	29,058	5,667	83.68(81.20)	36,630
	旭川市	内町	市	8,579	6,881	1,698	80.20(79.13)	8,993
	旭川市	支庁	市	9,724	6,942	2,782	71.39(71.01)	9,111
	旭川市	支庁	支	90,127	76,976	13,151	85.41(83.55)	90,708
	旭川市	支庁	支	21,444	16,281	5,163	75.92(80.61)	21,300
	旭川市	支庁	支	24,185	19,589	4,596	81.01(79.35)	24,060
	旭川市	支庁	計	188,784	155,727	33,057	82.49(81.39)	190,832
第三区	函館市	館町	市	59,318	44,390	14,928	74.83(74.19)	66,810
	函館市	支町	支	24,715	19,091	5,624	77.24(83.07)	25,022
	函館市	支町	支	60,752	43,302	17,450	71.28(79.02)	61,650
	函館市	支町	計	144,785	106,783	38,002	73.75(77.72)	153,482
第四区	室蘭市	蘭町	市	30,023	24,773	5,250	82.51(79.87)	29,735
	室蘭市	支町	市	27,515	19,486	8,029	70.81(75.59)	24,966
	室蘭市	支町	市	13,167	10,390	2,777	78.91(79.03)	13,506
	室蘭市	支町	市	11,053	8,977	2,076	81.22(82.30)	11,284
	室蘭市	支町	市	21,874	17,817	4,057	81.45(78.77)	21,054
	室蘭市	支町	市	17,476	12,521	4,955	71.65(75.15)	15,594
	室蘭市	支町	支	122,396	95,741	26,655	78.22(78.45)	120,701
	室蘭市	支町	支	33,632	27,078	6,554	80.51(77.94)	34,383
	室蘭市	支町	支	26,590	24,503	2,087	80.87(79.42)	26,132
	室蘭市	支町	計	303,726	238,286	65,440	78.45(78.54)	297,355
	室蘭市	支町	市	27,309	19,594	7,715	71.75(79.33)	26,306
第五区	帯広市	廣町	市	14,809	12,245	2,564	82.69(81.46)	15,610
	帯広市	見町	市	12,420	9,429	2,991	75.92(80.10)	12,974
	帯広市	走町	市	9,803	7,620	2,183	77.73(83.23)	10,106
	帯広市	支町	支	61,669	52,318	9,351	84.84(85.76)	60,020
	帯広市	支町	支	29,533	23,584	5,949	79.85(77.93)	27,001
	帯広市	支町	支	18,436	13,287	5,149	72.07(70.51)	18,175
	帯広市	支町	支	74,492	59,501	14,991	80.01(79.04)	74,835
	帯広市	支町	計	248,471	197,675	50,796	79.56(80.33)	245,027
	帯広市	支町	市	27,309	19,594	7,715	71.75(79.33)	26,306
合 計				1,129,152	879,376	249,776	77.88(78.39)	1,139,326
内 訳	市 部			439,453	329,891	109,562	75.07(75.64)	451,752
	市 部			689,709	549,485	140,224	79.67(80.01)	687,574

備考 今回投票率の最もよいもの帯広市 80.21(80.03) 上川支庁81.06(77.96)

投票率の最もわるいもの札幌市62.76(64.76) 根室支庁65.86(63.59)

び投票率等に関する調

投票率	計						
	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	投票数		
					有効	無効	計
42.88	102,198	52,397	49,801	51.27	49,781	2,607	52,388
54.45	122,336	71,536	50,800	58.48	66,007	5,199	71,206
61.37	49,714	32,453	17,261	65.28	30,287	2,137	32,424
59.64	102,956	67,666	35,290	65.72	63,469	4,191	67,660
57.95	242,920	157,068	85,852	64.66	150,117	6,945	157,062
63.16	180,624	125,202	55,422	69.32	116,923	8,266	125,189
59.92	48,099	31,614	16,485	65.73	29,290	2,319	31,609
55.96	42,659	26,929	15,730	63.13	25,376	1,553	26,929
56.67	149,244	94,008	55,236	62.99	87,808	6,192	94,000
56.67	67,881	42,600	25,282	62.76	40,460	2,135	42,595
60.37	52,608	34,507	18,101	65.59	32,882	1,622	34,504
60.99	121,562	81,760	39,802	67.26	76,117	5,641	81,758
65.76	56,395	39,365	17,030	69.80	36,934	2,429	39,363
50.27	36,582	20,542	16,040	56.15	18,813	1,712	20,525
57.73	1,375,778	877,647	498,132	63.79	824,264	52,948	877,212
40.68	193,529	90,077	103,452	46.54	86,866	3,211	90,077
41.92	126,051	60,382	65,669	47.90	57,966	2,409	60,375
40.53	97,159	46,234	50,925	47.59	44,259	1,975	46,234
65.64	71,309	49,253	22,056	69.07	47,128	2,125	49,253
51.14	59,752	35,142	24,610	58.81	33,354	1,757	35,111
46.27	53,610	28,010	25,600	52.25	26,566	1,444	28,010
55.87	30,396	17,943	12,453	59.03	16,964	979	17,943
47.33	25,393	13,651	11,742	53.76	13,051	600	13,651
48.73	52,462	29,570	22,892	56.36	28,547	1,022	29,569
52.41	26,657	15,805	10,852	59.29	15,353	452	15,805
47.97	19,908	10,931	8,977	54.91	9,937	986	10,923
45.22	17,572	9,361	8,211	53.27	8,789	572	9,361
54.46	22,330	13,598	8,732	60.90	13,072	526	13,598
44.67	18,790	9,535	9,255	50.75	9,053	482	9,535
53.97	42,888	26,273	16,615	61.26	25,257	1,016	26,273
55.66	33,000	19,963	13,037	60.49	19,027	936	19,963
47.21	890,806	475,728	415,078	53.40	455,189	20,492	475,681
53.56	2,266,584	1,353,375	913,210	59.71	1,279,453	73,440	1,352,893

日までに1名死亡したことによる。(胆振支庁管内 厚真村)

支 区 別	男女別 市別	男				女		
		選挙当日の 有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	選挙当日の 有権者数	投票者数	棄権者数
石	狩	51,421	30,624	20,797	59.56	50,777	21,773	29,004
渡	島	60,718	37,984	22,734	62.56	61,618	33,552	28,066
檜	山	24,707	17,107	7,600	69.24	25,007	15,346	9,661
後	志	50,232	36,223	14,009	72.11	52,724	31,443	21,281
空	知	122,283	87,153	35,130	71.27	120,637	69,915	50,722
上	川	90,010	67,972	22,038	75.52	93,614	57,230	33,384
留	萌	24,096	17,231	6,865	71.51	24,003	14,383	9,620
宗	谷	21,402	15,033	6,369	70.24	21,257	11,896	9,361
網	走	74,452	51,621	22,831	69.33	74,792	42,387	32,405
膽	振	33,563	23,152	10,412	68.98	34,318	19,448	14,870
日	高	26,526	18,760	7,766	70.72	26,082	15,747	10,335
十	勝	61,609	45,193	16,416	73.35	59,953	36,567	23,386
釧	路	29,450	21,646	7,804	73.50	26,945	17,719	9,226
根	室	18,421	11,412	7,009	61.95	18,161	9,130	9,031
支	区計	688,890	481,111	207,780	69.84	686,888	396,536	290,352
札	幌市	95,409	50,158	45,251	52.57	98,120	39,919	58,201
函	館市	59,277	32,391	26,886	54.64	66,774	27,991	38,783
小	樽市	46,229	25,592	20,637	55.36	50,930	20,642	30,288
旭	川市	34,701	25,223	9,478	72.69	36,668	24,030	12,578
室	蘭市	30,020	19,938	10,082	66.42	29,732	15,204	14,528
釧	路市	27,306	15,838	11,468	58.00	26,304	12,172	14,132
帯	廣市	14,801	9,230	5,571	62.36	15,595	8,713	6,882
北	見市	12,420	7,511	4,909	60.48	12,973	6,140	6,833
夕	張市	27,503	17,408	10,095	63.29	24,959	12,162	12,797
岩	見澤市	13,160	8,731	4,429	66.34	13,497	7,074	6,423
網	走市	9,802	6,083	3,719	62.06	10,106	4,848	5,258
留	萌市	8,579	5,294	3,285	61.71	8,993	4,067	4,926
苫	小牧市	11,049	7,454	3,595	67.46	11,281	6,144	5,137
稚	内市	9,702	5,475	4,227	56.43	9,088	4,060	5,028
美	唄市	21,848	14,918	6,930	68.28	21,040	11,355	9,685
芦	別市	17,440	11,303	6,137	64.81	15,560	8,660	6,900
市	計	439,246	262,547	176,699	59.77	451,560	213,181	238,379
合	計	1,128,136	743,658	384,479	65.92	1,138,448	609,717	528,731

備 考 投票者数に棄権者数を合算したものが選挙当日の有権者数に不都合なのは不在者投票をした者が選挙期

び投票率等に関する調

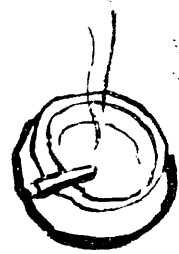
投票率	計						
	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	投票数		
					有効	無効	計
42.88	102,198	52,398	49,800	51.27	48,192	4,194	52,386
54.45	122,336	71,526	50,810	58.47	57,658	13,484	71,142
61.37	49,714	32,454	17,260	65.28	28,414	4,011	32,425
59.64	102,956	67,655	35,301	65.71	61,259	6,390	67,649
57.95	242,920	157,054	85,866	64.65	141,549	15,426	156,975
69.31	180,624	125,191	55,433	69.31	114,475	10,698	125,173
59.92	48,099	31,615	16,484	65.73	28,246	3,359	31,605
55.96	42,659	26,928	15,731	63.13	24,088	2,840	26,928
56.67	149,244	94,008	55,236	62.99	86,112	7,889	94,001
56.67	67,881	42,600	25,282	62.76	38,278	4,315	42,593
60.37	52,608	34,506	18,102	65.59	30,669	3,834	34,503
66.99	121,562	81,756	39,806	67.25	72,890	8,865	81,755
65.75	56,395	39,360	17,035	69.79	36,110	3,247	39,357
50.27	36,582	20,542	16,040	56.15	18,329	2,206	20,535
57.73	1,375,778	877,593	498,186	63.79	786,269	90,758	877,027
40.68	193,529	90,071	103,458	46.54	85,923	4,138	90,061
41.92	126,051	60,378	65,673	47.90	56,472	3,894	60,366
40.53	97,159	46,232	50,927	47.58	44,239	1,993	46,232
65.64	71,309	49,249	22,060	69.06	47,267	1,982	49,249
51.14	59,752	35,143	24,609	58.81	31,712	3,354	35,066
46.24	53,610	27,971	25,639	52.17	25,922	2,049	27,971
55.87	30,396	17,943	12,453	59.03	16,836	1,107	17,943
47.32	25,393	13,647	11,746	53.74	12,889	758	13,647
48.73	52,462	29,570	22,892	56.36	27,363	2,204	29,567
52.41	26,657	15,805	10,852	59.29	13,929	1,869	15,798
47.97	19,908	10,931	8,977	54.91	10,011	916	10,927
45.19	17,572	9,354	8,218	53.23	8,693	661	9,354
54.45	22,330	13,595	8,735	60.88	12,707	888	13,595
44.67	18,790	9,535	9,255	50.75	8,637	898	9,535
53.96	42,888	26,272	16,616	61.26	23,715	2,556	26,271
55.66	33,000	19,963	13,037	60.49	18,682	1,281	19,963
47.20	890,806	475,659	415,147	53.40	444,997	30,548	475,545
53.55	2,266,584	1,353,252	913,333	59.70	1,231,266	121,306	1,352,572

までに1名死亡したことによる。(札幌支庁管内 厚真村)

支 区 別	男女別 市別	男				女		
		選挙当日の 有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	選挙当日の 有権者数	投票者数	棄権者数
石	狩	51,421	30,623	20,798	59.55	50,777	21,775	29,002
渡	島	60,718	37,974	22,744	62.54	61,618	33,552	28,066
檜	山	24,707	17,108	7,599	69.24	25,007	15,346	9,661
後	志	50,232	36,213	14,019	72.09	52,724	31,442	21,282
空	知	122,283	87,144	35,139	71.26	120,637	69,910	50,727
上	川	90,010	67,964	22,046	75.51	90,614	57,227	33,387
留	萌	24,096	17,232	6,864	71.51	24,003	14,383	9,620
宗	谷	21,402	15,032	6,370	70.24	21,257	11,896	9,361
網	走	74,452	51,621	22,831	69.33	74,792	42,387	32,405
脂	振	33,563	23,152	10,412	68.98	34,318	19,448	14,870
日	高	26,526	18,760	7,766	70.72	26,082	15,746	10,336
十	勝	61,609	45,190	16,419	73.35	59,953	36,566	23,387
釧	路	29,450	21,643	7,807	73.49	26,945	17,717	9,228
根	室	18,421	11,412	7,009	61.95	18,161	9,130	9,031
支	区計	688,890	481,068	207,823	69.83	686,888	396,525	290,363
札	幌市	95,409	50,158	45,251	52.57	98,120	39,913	58,207
函	館市	59,277	32,389	26,888	54.64	66,774	27,989	38,785
小	樽市	46,229	25,590	20,639	55.36	50,930	20,642	30,288
旭	川市	34,701	25,219	9,482	72.68	36,608	24,030	12,578
室	蘭市	30,020	19,939	10,081	66.42	29,732	15,204	14,528
釧	路市	27,306	15,807	11,499	57.89	26,304	12,164	14,140
帯	廣市	14,801	9,230	5,571	62.36	15,595	8,713	6,882
北	見市	12,420	7,508	4,912	60.45	12,973	6,139	6,834
夕	張市	27,503	17,408	10,095	63.29	24,959	12,162	12,797
岩	見澤市	13,160	8,731	4,429	66.34	13,497	7,074	6,423
網	走市	9,802	6,083	3,719	62.06	10,106	4,848	5,258
留	萌市	8,579	5,290	3,289	61.66	8,993	4,064	4,929
苫	小牧市	11,049	7,453	3,596	67.45	11,281	6,142	5,139
稚	内市	9,702	5,475	4,227	56.43	9,088	4,060	5,028
美	唄市	21,848	14,918	6,930	68.28	21,040	11,354	9,686
芦	別市	17,440	11,303	6,137	64.81	15,560	8,660	6,900
市	計	439,246	262,501	176,745	59.76	451,560	213,158	238,402
合	計	1,128,136	743,569	384,568	65.91	1,138,448	609,683	528,765

備考 投票者数に棄権者数を合算したものが選挙当日の有権者数に不符合なのは不在者投票をした者が選挙期日

羅三録



K.U

行政疑義問答集

臨時會に急施を要する意見書等の付議について

滋賀縣議會事務局局長照會
昭二七、一、二、二二自行政發
第一六八號自治廳行政課長回答

問 臨時會においてたとえ急施を要する事件であつても提出議案に關係のない意見書等は付議できないとの一部の意見があるが、法規裁量の上客觀的急施を要すると認められるものは、たとえ提出議案と無關係であつても急施を要するものである限り、その他の急施を要する事件と同様付議しても違法でないと考えらるがどうか。

答 提出議案と無關係であつても急施を要する事件である限り、直ちに會議に付議することは差支えない。

解散後初めて招集された議會における長の不信任議決について

福島縣總務部長照會
昭二七、一、二、二二自行政發
第五六號自治廳行政課長回答

問一、地方自治法第一七八條第一項の規定により議會が解散された後、初めて招集された議會において再度長の不信任を議決するには如何なる手續によるか。

二、村議會の議長及び副議長の選任並びに議員の議席の抽籤を行うため村長が議會を招集した場合、この案件に先だつて長の不信任を再度議決すべきか。

三、不信任について法律に規定された要件は如何。

四、不信任議決をされる場合の長の行爲につき法的基準となる條項は如何。

答一、議長及び副議長を選挙し、議席決定等の後新議長主宰のもとに法第一七八條第一項の規定により長の不信任を議決し、その旨を議長より長に通知すればよい。なお、長に對する再度の不信任議決は當該會期中であれば何時でも行いうるものである。

二、一、により承知されたい。

三、四、については、設問の趣旨が明らかでないが、法第一七八條を参照されたい。

法第七條第一項及び第九條第六項による繼續審査事件に係る臨時會の招集告示の要否並びに條例の再議について

富山縣議會事務局局長照會
昭二八、一、二、二二自治廳
行政課長電信回答

問一、地方自治法第七條第一項の「關係市町村の申請」の手續は、たとえ

ば甲村を廢してその區域を乙町に編入する場合甲乙各々の町村から廢置分令の申請をしても差し支えないか。又は關係町村は必ず連署を以て申請しなければならないか。

二、右につき甲乙各々の町村から申請した場合縣議會の議決前であれば甲村はその申請書の取下げができるか。又連署を以て申請した場合において甲村は一方的に取下げることができるか。

三、法第九條第六項の規定により常任委員會の繼續審査に付された事件について臨時會を招集しようとする場合、付議すべき事件として告

示を必要とするか。

四、特に期限を付けないで繼續審査に付された事件は、次の會議（臨時會、定例會）において必ず議題としなければならないか。

五、議員の發案による條例を議會が修正議決し知事が、その送付を受けるとき法第七十六條の規定により再議に付することができるか。若し再議に付することができるか。又知事が提案したものについては原案によるか修正議決したものによるか。又知事が提案したものについては原案によるか修正議決したものによるか。

答一、關係町村が連署を以て同時に申請する扱いが適當であるが各々の町村から申請しても差し支えない。

二、申請した期日に處分がなされないような特殊な場合を除く外、既になされた申請を取り下げることとはできないと解する。

三、お見込のとおりと解する。

四、特に期限を付けないで繼續審査に付された事件は次の議會まで繼續すると解され、この場合次の議會とは次の定例會を意味すると解するのが妥當であるから、次の臨時會においては付議すべき事件として告示した場合及び急施を要する事件として付議する場合を除き付議すべきものでないとして解され、次の定例會においては當然議題とすべきものであり若し何ら議題としない場合には當然該事件は審議未了となり消滅するものと解する。

五、議員の發案による條例についても再議に付することかできる。再議の對象は議會における當該議決である。

議會における議員の動議提出の疑義について

（滋賀縣總務部長照會
昭二八、一、八白内行發
第二號自治廳行政部長同答）

問一、議案が上程になり、市當局の説明後、質疑の途中に議員から市當局に對し議案に對する市當局の研究不十分なりとして議案撤回を要望す

る動議が提出せられた。この場合、一旦質疑に入つた議案について議員は議案撤回の要望の動議を提出し得るや否や。

二、右の場合、議長は動議を採決して議題としなければならないか。

答一、會議規則の定めるところによるべきであるが、一般的には議員は正規の手續を経て議案撤回の要望の動議を提出することは不可能ではない。もつとも議會が市長の提出に係る議案に同意し難いような場合は修正又は否決すべきであつて、設問のような議決をなすべきではないと解する。

二、一により承知されたい。

地方自治法第九十六條の疑義について

（山梨縣總務部長照會
昭二八、一、七白自行政課長同答）

問一、市營バス事業を計畫して購入した自動車、運輸省の免許が得られないため、賣却しようとする場合、自動車の賣買契約に關する議案を議決すれば營造物（市營バス）はそれと同時に廢止されたこととなり營造物廢止の件は議決する必要はなくなるかと解してよい。

二、財産で貸貸料三百萬圓、年額百萬圓以上の貸與を行うときは、法第九十六條第一項第九號の規定により議會の議決を要する旨定めた條例がある場合、貸貸借料一日二萬圓、期間十五日というように議會の議決を必要としない金額以内において契約をし直して年に及んでも議會の議決は要しないか。又たとえ貸貸料一日二萬圓、期間十五日の一回限りの契約でも年間に引延ばして計算し、年額百萬圓以上となるときは議決を要するものと解すべきか。

答一、自動車の賣買契約に關する議案の議決は必ずしも市營バス事業の廢止の議決とはならない。

二、前段、一般的には違法ではないが、當該契約が當事間において明らかに、議會の議決を免れるために短期間の契約として、更新を繰返す

のであれば、違法たるを免れない。
後段、所問の如き場合においては、年間に引延して計算することはできない。

常任委員長の任期等について

(熊本縣總務部長照會
昭二八、一、七自治行政課長回答
第六號自治廳行政課長回答)

問一、常任委員長は、條例に何ら任期の規定がない場合は無期限（常任委員会の存続する間、又は常任委員である間）に在任するものと解すべきか。この場合、何時でも選任者（本市の場合は常任委員会）において解任することができるものと解すべきか。

答一、常任委員長を解任し得る旨を條例で規定することができるか。

三、條例には前項の如き規定がないが、條例規定事項以外も常任委員会に委任している場合（昭二二、五、二九各都道府縣總務部長宛「常任委員会及び特別委員会條例準則」の場合の如く）は、常任委員会において、前項の定をすることができるか。

答二、常任委員会の委員長の降職の手續について、常任委員会條例又は會議規則に規定がある場合においては、當該手續によることが適當である。

二、別記昭和二十二年四月一日大阪府總務部長宛自治課長回答により承知されたい。

三、二により承知されたい。

別記

問 市會において選舉した常任委員長を解任する權限を市會に與える規定を設けることは差し支えないか。

答 貴府大阪府議事課長から電照の常任委員長解任の權限を市會に與える規定を設けることは違法ではないが、常任委員会制度採用の本旨にかんがみ、適當でない旨御回答ありたい。

債權保全の假處分と議會の議決について

(岡山縣總務部長照會
昭二八、一、二〇自治廳行政課長電信回答)

問 縣が債務不履行に伴う債權保全のためにする民事上の假處分は、地方自治法第九十六條第十號の訴訟には該當せず、従つて議會の議決を要しないように思われるが、如何なりや。

答 議會の議決を要するが、當該假處分が急を要し議會を招集する暇がないと認められるときは專決處分して差支えない。

議會選出の教育委員會の委員と一部事務組合の議會の議員との兼職について

(山形縣總務部長照會
昭二八、一、二一自治廳行政課長回答
第一九號自治廳行政課長回答)

問 教育委員會法第七條第三項の規定により教育委員會の委員に選出されている市町村の議會の議員がその市町村が構成團體になつている一部事務組合の議會の議員の職を兼ねようとする場合、その一部事務組合の規約に教育委員會の委員との兼職について明文の規定がなくとも當該議員は一部事務組合の議員の職を兼ねることができるか。

答 教育委員を兼ねる市町村議會の議員が、市町村議會の議員の資格において一部事務組合の議會の議員を兼ねる限り、お見込のとおり。

議會運営上の疑義について

(福岡縣總務部長照會
昭二八、一、二八自治廳行政課長回答
第二一號自治廳行政課長回答)

問一、副知事の選任につき同意を求める件を知事が臨時議會に提案したところ、議會においては會議規則（別紙・省略）の定めるところにより記名投票の採決方法がとられ議員は書記の呼名に應じ一人ずつ投票したのであるが、その投票の際いずれも何人が白票を投じ、何人が青票

を投じたかを第三者に客觀的に認知し得ないようにするため投票を遮蔽して投票せしめ、議長は單に「本案に對し可とするもの三十五票、否とするもの四十四票」とのみ報告し、何人が白票又は青票を投じたかを確認することなく本案の否決を宣告し、直ちに不用票と投票済票とを混同してしまつたが、このような議決は有効であるか。

二、會議規則第三十五條に「議長は投票並びに開票の結果を報告し可否を宣告する。」と規定されているが、この「開票の結果」とは、賛否の数の宣告をもつて足りると考えるがどうか。

三、會議録の記載事項について會議規則には「會議録には速記法により議事を記載する外、議長が必要と認める事項を記載する」と規定しているだけで特に記名投票の投票者の氏名を會議録に記載すべき旨の規定がない。このような會議規則の下においても、記名投票による採決を行つた場合は、當然會議録には何人が本案を可とし又は否としたかを明記すべきであると解するがどうか。

四、一の場合違法であるとすれば、地方自治法第七十六條第四項の規定により、議決が法令若しくは會議規則に違反してなされたかどうかの認定権は知事にあるので、本案を再議に付し得ると解するがどうか。

五、投票、開票に當り、全員異議なくこれを終了し、閉會後議員から「この投票は會議規則第二十九條の規定による記名投票であるにもかかわらず同法第三十五條の規定が實施されておらず、従つて無効である」旨の異議を申し立てることはどうか。

六、議會において否決された副知事の選任につき同意を求める事件について、知事は専決處分はできないと思うがどうか。

答一、記名投票は、投票者の賛否が明らかにせられ得るように行わなければならないのであつて、ことさらにこれを明らかにせられないような議決は、記名投票の趣旨を没却するものと解する。

二、議長が投票の結果を報告するに際しては、必ずしも、なにびとが賛成し、何人が反對したかを報告することを要しない。

三、記名投票の趣旨にかんがみ、設問のような扱いとすべきである。なお、國會においては衆參兩議院とも、會議録にその氏名を記載する扱いとしている。

四、法律上はお見込のとおりと解する。

五、所問の場合は法的には異議の申立はできないものと解される。

六、お見込のとおり。

逃走中の議員に對する出席要求について

〔神奈川県總務部長照會
昭和二十七年二月二十九日行政發
第一六六號自治廳行政課長回答〕

當市議會の議員Nは衆議院議員の選舉に關し選舉違反の容疑を受けて目下司直の追求を受けているものであるが本年十月初旬以來所在不明で以來市議會の會議にも出席しないこの場合において、

問一、市議會に「N議員は躊躇することなく速やかに議會に出頭して選舉違反事件に關する事實の經緯を陳述し辯明をなすべきことを求める」旨の議決をし、その出頭及び辯明を要求する法律上の権限があるか。

二、議員が右の議案を提出し議會の會議においてN議員の選舉違反について論議することは法第三二條の「他人の私生活にわたる言論」をすること該當するか。

三、N議員の所在不明のため法第一三七條の規定による議長の招状をN議員の自宅に送致したところN議員の妻より本人の所在不明の旨の連絡があつたまま未だN議員の出席を見ていない。この場合同條の「なお故なくして出席しない」ものに該當するか。

答一、法律上の権限はない。

二、一により承知されたい。

三、一般的には「故なくして出席しない」ものと解せざるを得ない。

報道から拾う

戦前の條約、協約は引續き有効

二十二日米、日本政府に正式通告

この通告は、對日平和條約第七條A項

「各連合國は自國と日本國との間にこの條約が効力を生じた後、一年以内に日本國との戦前のいずれの二國間の條約又は協約を引續き有効とし、又は復活させることを希望することを日本國に通告するものとする」

の規定によるもので、この通告によつて有効とされた日米間の條約又は協約は次のとおり。

一、一八八六年締結された犯人引渡し條約及び一九〇六年調印された付屬協約。

一、一九二八年の麻薬密輸に關する情報交換協定及び同問題に關する一九二九年發効の協定。

一、郵便に關する相互協定を含む一八八五年から一九三八年の間に締結された五つの協約及び協定。

一、永代借地權に關する一九三七年の取決め。

一、酒類密輸に關する一九三〇年の協約。

一、一九二六年に締結された商船運航による所得免除取決め。

なお右についての米國務省聲明は次のとおり。

マーフィー駐日米大使は二十二日、岡崎外相に覺書を手交し、日本政府に對し米國の措置を正式に通告した。上記の條約及び國際協定は通告の日より三ヵ月のち、即ち七月二十二日から引續き効力をもち又は復活したものとみなされる。もちろん二國のうちいずれかの一國が條約又は

協定の改訂を提案できるものと解する。

行政協定改訂正式申入れ

外務省發表

岡崎外相は、マ米大使に對し、十四日、下米上院において審議中の北大西洋條約當事國間の各自の軍隊の地位に關する協定(NATO)が米國について發効した上は、日本政府は直ちに日米行政協定第十七條第一項に規定する選擇權を行使して、同協定の刑事裁判權條項をNATO協定の相當規定と同様の規定に改訂するための協定を米政府との間に締結する意志を有すること及び萬一NATO協定の發効が遅延する場合には日本政府は行政協定第十七條第五項に基いて、刑事裁判權問題の再考慮を米政府に要請する所存であることを正式に申入れた。又右申入れの際日本政府は刑事裁判權以外の條項の改訂についても今後必要に應じ交渉することがある旨申し添えた。

これに對し十六日米政府より次のような正式回答があつた。

北大西洋條約機構(NATO)協定が、米國について發効した場合米政府は行政協定第十七條第一項の規定に従い、日本との間にNATO協定の相當規定と同様の協定を締結する用意がある。もしNATO協定の發効が遅れた場合、日本政府から刑事裁判權問題の再考慮の要請があれば、米政府はその遅れた事情に照らして日本側要請を慎重に考慮する。

日英貿易會談終る

ボンド地域の對日輸入制限を緩和するため、一月末以來開かれていた日英貿易會談はこのほど終了、その結果について四日、日英兩國政府から發表された。この會談で日英兩國が了解した點は

一、英領民地、香港の日本からの輸入を昨年の六千二百萬ポンド(七月か

ら十二月実績の年率)の二〇%増の七千四百万ポンドに増加する。

二、中繼貿易及び英連邦諸國の對日輸入制限を緩和して、輸入限度を昨年実績八千六百万ポンドより八百万ポンド増の九千四百万ポンドまで擴げる。

の二點である。

政令二百一號(公務員のスト禁止などを定めた) 違憲の上告棄却

公務員のスト禁止などを定めた、政令二百一號(昭和二十三年七月三十一日施行)は憲法違反であるの訴えに對し(上告審)最高裁から「違憲ではない」と上告棄却の判決があつた。

なお、同令は既に廢止されているが、その趣旨は現行の國家公務員法に引きつがれている。

判決要旨

公務員も憲法第二十八條(勤勞者の團結權)の保障する權利を享有しているが、それを政令二百一號が公共の福祉のために禁止しても、これをもつて憲法違反といふことはできない。基本的人權は個人の利益のためばかりでなく、公共の利益のためにも保障されているものであるから、公共の利益のために基本的人權が法律で否定されるのもやむを得ない。ことに公務員は國民全體への奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ職務の遂行に當つては全力をあげて専念しなければならぬ性質のものであるから團體交渉權などについても一般の勤勞者と違つた特別の取扱を受けることがあるのは當然である。

抜き打ち解散無効の訴

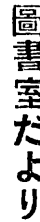
「政府の抜き打ち解散は無効である」と提訴されていた「衆議院解散無効確認請求」事件に對し、一日最高裁は

本件訴えは、當裁判所を現行法制上認められていない憲法裁判所と想

定して提起したもので、現行法制上司法裁判所としてのみ認められていない當裁判所では、本件訴えはこれを不適當として却下せざるを得ない。との理由で却下した。

埋藏鑛量 通産省發表

金	鑛	94鑛山	39,616千トン
銅	鑛	178	75,781
鉛、亜鉛	鑛	51	44,473
硫、黃	鑛	31	226,278
硫、化鐵	鑛	48	29,931
水、銀	鑛	3	1,723
す、ず	鑛	5	2,417
鐵	鑛	53	66,166
砂	鐵	36	7,629
金屬、マンガン	鑛	280	5,564
二酸化マンガン	鑛	6	172



昭和二十八年五月二十日發行

北海道議會時報

第五卷第五號

編輯

北海道議會事務局調查課

發行

北海道議會事務局

電話 ㊟ 一、八二〇番

- 2 ○「共産側は二日、クラーク國連軍司令官の三十一日付書簡に對する回答を送り、六日板門店で將官級連絡團會議を開催すると通告した」旨國連軍司令部發表。
表。○日米通商條約正式調印。
- 3 ○第一回定例道議會閉會。
- 4 ○外務省、日英貿易會談の結果について發表。
- 6 ○皇太子殿下ハワイ着（午前九時半、以下現地時間）
- 7 ○共産側提案の全傷病捕虜の送還（いかなる捕虜もその意思に反して送還されないという條件付で）を國連軍受諾。
- 8 ○國連事務總長にハマーショルド氏（スウェーデン）任命。
- 10 ○送還捕虜數を通告、國連五千八百、共産六百名。○ブリストン灣へカニ工船東慶丸（五千トン）出港（獨航船隊は二十八日六隻出發）
- 11 ○國連總會、軍縮決議案を採擇（ソ連修正案は否決）要旨①一切の兵力及び武器を漸進的にかつ均勢を保つて縮減する。②細菌兵器、原子爆彈を含む大量殺りく兵器を有効な國際管理のもとで廢棄し、その所有を禁止する。
- 13 ○國際小麥理事會は、日本への割當量を年間百萬トンに同意した（從來五十萬トン、新協定は期限三カ年、調印十三日）
- 14 ○傷病捕虜交換協定調印。○皇太子殿下、カナダ御到着（午後一時四十五分桑港）
- 15 ○出光興産、イラン石油輸入に對し、英大使外務省に調査要請。○札幌市、風紀取締條例（賣春禁止）施行。
- 16 ○ベキスタン政府、舊日本財産の無條件返還聲明。
- 17 ○政府は行政協定の刑事裁判權改訂に關し正式申入れ。
- 18 ○昨年五月以來中絶の日韓會談再開。
- 19 ○第二次歸國船トップ興安丸舞鶴歸港。
- 20 ○ラオス王國は十五日、國連及び自由諸國に對し、ホー、チーミン軍のラオス領土侵犯を提訴した。
- 21 ○「朝鮮戰爭が今終結しても、米國の日本における支出は、少くとも今後二年間、比較的高水準に維持される」旨米國務省聲明。
- 22 ○ア米大統領、米新聞編集者協會大會において、ソ連に平和を樹立する條件を提示した重要な外交演説を行う。
- 23 ○國連總會政治委、ブラジル提出の朝鮮休戰決議案を全會一致で可決。
- 24 ○衆院議員選舉投票日。
- 25 ○衆院投票率、全國七割四分二厘、本道七割三分一厘。○傷病捕虜交換始まる。
- 26 ○ボストン、マラソンに山田敬藏選手二時間十八分五十一秒の世界最高記録にて優勝。
- 27 ○第二次中共歸國最終船、高砂丸舞鶴歸港。
- 28 ○皇太子殿下ニューヨーク御着、同日イギリスに向け出航。
- 29 ○北大西洋同盟條約機構（NATO）加盟十四カ國理事會開幕。
- 30 ○政府は、畑、南、荒木のA級三戰犯の釋放について八カ國（米、英、佛、オランダ、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、パキスタン）に勸告。
- 參院選舉投票日。
- 米國務省は「日本政府に對し米國が日本との間に戰前締結した條約又は協約は引き続き有効である」旨正式通告を發表。
- 參院投票率、全國六割三分二厘、本道五割九分七厘。
- ソ連共産黨機關紙プラウダは、十六日のア米大統領の平和條件提示演説に回答する論評を掲載。
- 朝鮮休戰會談再開。
- 阿蘇爆發。○皇太子殿下英國安着（ロンドン着は二十八日午後六時三十五分）
- 講和發効一周年。○特別國會五月十八日召集決定。○札幌市議會市電値上げ（十三圓）決定。
- 天皇誕生日。
- 日英支拂協定に關連する、ポンド・スワップ（買戻し條件付きのドルによるポンド買）はロンドンにおいて妥結の旨大藏、外務兩省から發表。
- 日本とアルゼンチンとの貿易及び支拂取決め成立。○北洋サケ、マス漁業船團兩館出港。